







た安全、安心のために働いてくれる人をバツクアップするという体制を書いていたんだが、これには本当にいる意味、私はすばらしい画期的なものであつたと、いうふうに思つてゐるわけでありますけれども、現在、警察庁として、この団体を指定

している数とその構成の人員について、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(片桐裕君) 基礎安全安心法で、  
シヨンモデル事業についてのお尋ねでござります  
けれども、現在指定しております地区数でござい

ますが、この事業は国のモデル事業として、今御指摘があつたように平成十七年度から実施をしてまいります。これが二〇一二年二月二三日二〇一二年

おりましたけれども、平成十七年度に三百三十一地  
区を指定いたしました。その後、十八年度に百地  
区を指定いたしまして、現在合計で三百三十一地  
区を指定しているという状況でございます。

ところで、「さいます。」これが認められれば、合計で全国で四百三十一地区になるわけでござります。

○秋元司君 団体の数って分かりませんか。ボランティアの団体数。それと、プラス構成員の人數。そこまで最新のデータがあれば教えていただきたいんですけど。

ーションモデル事業の関係でございましょうか。それ以外のすべての防犯ボランティア団体含めての話でございましょうか。

地域安全安心ステーション事業については今指定地区なんですが、全体で、要するに自主的に防犯活動を行つておられる地域住民とボランティア団体の活動状況ということで、その団体の数とか構成人数、そちらの方をお願いできたら」と。

○政府参考人(片桐裕君) 失礼いたしました。  
全国のこの防犯ボランティア団体の数、構成員  
についてお答え申し上げます。

平成十八年末現在において警察において把握しております防犯ボランティア団体の数でございま

すか、合計で三万一千九百三十一団体でございまして、構成員は百九十七万九千四百六十五人といふふうに私ども把握しております。

この数は年々増えておりまして、例えば平成十五年末と比較いたしますと、団体数では約十倍、

構成員数では約十一倍となっております。  
○秋元司君 これはやっぱり、住民の皆さんの中  
識というものが非常にこの安全、安心ということに

対して高まってきたという、そういう私には傾向  
であると思いますし、それぞれ自治会ないしはP

TAというところが、皆さん方が町を守ると、そうした意味で自らちゃんと汗を流して、実際町を守りたいこうという頗可の私は表れだと思います。

これは本当に我々としてはこれを大いにもつと  
もつと広めていきたい、そんな思いがありますけ

れども、是非、今後もあれでありますけれども、地元の所轄をする警察との連係プレーを持つてもらつて、ボランティアとして彼らは高い意識の中

でこういった活動をしてもらうと思うんですけれども、しかし常に危険と表裏一体であるという

とは間違いないと思ひますから、そういうつた意味でのバックアップ体制というものを書いていただきたい、そのようこ思ひます。

また、話が戻りますけれども、この安全安心ステーション、こういった制度をしいてもらつて予

算もそれなりに確保させていただいて、いふと、そういうふうな思いがあるわけでありますけれども、この安全安心ステーションに対する行政側のバック

の安全安心な社会の実現に貢献する行政側のハーフハーフアッアップとしてどういったものに対しても予算計上されているのか、ちょっとお答えいただけますか。

○政府参考人(片桐裕君) お答え申し上げます。  
このモデル事業での支援の中身でござりますが、一つは方祀ペ、コレ用ひの供養等チ、二つは

か帽子とか、あとまた防寒具とかそういういたものでござります。このほかに、警察として、地域安全情報提供をするとか、また防犯講習・訓練を実施するとか、また合同パトロールを実施するとかといったような支援を行っているところでございます。

○秋元司君 是非、引き続きこのことを推進していただいて、地域社会と一緒にこの安全、安心があるということを心掛けていただきたい、ふうのように思うわけであります。

続きまして、警察力ということについて何点かお伺いしたいと思ってるわけであります。最近、犯罪の全体の数としては多少減ってきたということもありましたけれども、しかし犯罪そのものにつきましては非常に凶悪化しているといふこともあります。やつぱり警察の皆さんのが犯罪に対する対処というものを引き続き頑張っていただなくちゃいけない、そういう意思がしているわけであります。

それと同時に、これは世の中の流れとして、塊の世代の皆さんの中ちょうど退職期をここ数年でえるということでございまして、そうなりますと非常にある意味熟練された現場経験の豊富な人たちが現場から離れてしまふということもあります。そういうたるものに対処するために、ここ数年、警察官の皆さんの増員というものを心掛けていく中で、我々政治の方からもバックアップをさせていただいて、十四年度から三年計画で一万人、そしてまたその後の折り返しの三年後からまた一万人と、トータルで二万人ほどの増員を図ってきたという、こういう傾向が、経過があると思うんですけれども、ここ数年、大体、十九年、二十年、二十一年ぐらいの方が退職予定となつていらっしゃる方が、データがあれば教えていただけますか。

○政府参考人(安藤龍春君) 退職者数というのには、随分、平成八年当時というのは全国で約三四百人ぐらいであったんですが、その後増加しま

して、十七年度では約九千人ということで大幅に退職する時代になつたわけでありまして、さらに十八年度は一万人を突破するということが見込まれております。

その後、今先生御指摘の件でありますけれども、今後どうかということでありますけれども、恐らく、我々の見込みでは、今後数年間一万人前後が退職するということで、文字どおり大量退職時代に入つたということになります。

○秋元司君　ここ数年で、今年も、予算が通れば一応三年計画で万人増員の中に今年はたしか三千人ぐらいの増員を予定されていらっしゃると思うんですが、いざれにしましても、人を増やしても減つていく人をいて、非常に難しいですね。

といいますのは、我々から常識で考えますと、私も今自分の事務所を持つていてますから事務所の秘書の育成もそうなんですけれども、いきなり入れたからといってすぐ即戦力でやれるかというと、なかなかそうはならない。特に、大卒又は高卒、新卒で来た方、社会経験も余りない中にこういった世界で働けと言つても難しい面がありますし、当然警察の方では、特殊な仕事でありますから、それなりに警察学校である一定の期間設けて育成して、それから現場に出して働く意識熟練の皆さんから、ああ、立派な刑事だよと、またそういうふうに言わるためにには相当の時間を有する、まあこれは個人差があるんでしようから、それなりに現場経験を積んで、あとはレベルに達するとはなかなか、到底思えないわけでありまして、三年、五年、そういった時間が掛かっていくと思うんですけれども。

何といいますか、長年経験を、いろんな経験、捜査の現場でもいろんなことを経験された方が、これだけの数が、どつと一万人の方が辞めますと、いわゆる技術職の方が相当退職されちゃうと供

いうことは、なかなか新人に対してもその技能といいますか、そういったものの継承というのも果たしてどうなのかなということも我々としては非常に心配に思うわけでありまして、今後とも、いわゆる辞めた方、OBの皆さんをどう、六十歳で定年退職したって今はまだまだ働けるという方がいらっしゃるわけありますから、OBの方の積極的な、変な話ですが活用というものをどんなふうに考えていらっしゃるか。私はむしろそういう方に積極的に頑張つてもらいたいという思いがあるわけでありますけれども、警察庁としての考え方をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(安藤隆春君) お答えいたします。

今委員御指摘のような問題意識というのは我々も全く同感でありまして、大量退職時代にベテラン警察官がもうかなり辞めるということで、その代わり経験の少ない若手警察官が増加するということではありますから、当然現場執行力の低下といふのは大いに懸念されるということで、幾つかの対策を今打っています。

まず一つは、入ってくる若手警察官をいかに早期に戦力化するかということでございますが、従来の教育訓練以上に、今やつておりますのはより実践的なといいますか、教育訓練の充実を図つてあるということと、それから、ベテランの中で非常に専門的な知識が豊富だとか技能が非常に優れているという職員を技能指導官として指定しまして、そうした指導官が若手の警察官にこれまで培った技能を伝承するということを特に今集中してやつております。

今御質問されましたもう一つ、退職警察官の活用ということではあります、これもこの時期大変重要だということで、先ほども話がございました交番相談員だけではなくて、スクールサポートセンターとか様々な分野におきまして非常勤職員として活用してこの時期に特に若手警察官に集中的に技能を伝承すると、こういうようなことをやつたりしております。現在、退職警察官として約八千七百人余りが、これは昨年の数字であります、採

用をしてやつておりますが、更にこれを増やしていく必要があるんではないかなと思います。

いずれにしましても、こうした厳しい情勢の中、特に大量退職時代の到来に伴つて警察力が低下するということが大いに懸念されますので、いろいろな取組を通じまして警察力が落ちないように万全を期してまいりたいと考えております。

○秋元司君 是非そのOBの皆さん、特に現場経験豊富な方のアドバイスというのは非常に私は若手にとって有効なものだと思うんですね。特に、我々の若手世代というのは、非常にコミュニケーション力も減ってきたと言われていますし、やっぱりあと人間力においても非常に低下しているんじゃないかと言われてる世代でありますから、これから先どんどん年が若くなれば若くなるほどそういう傾向が見られることもありますし、あともう一つは心の問題ですね。

昨日も何か話を聞きましたけれども、静岡県ですか、二十一歳の警察官が自分の頭を鉄砲で撃つて自殺しちゃつたという話も聞きましたし、そういった心のケアの問題もあると思いますから、そういう意味でも、人生の相談に乗つてやるということも私は先輩だからこそできることもあると思うので、是非、そういったOBの方を積極的に現場にはめてあげて、そういった若手の悩みというのも相談に乗つてあげる、そういったケアの面からもお願いしたいと、そのように思つてあります。

テーマ変わります。

今日は溝手大臣にもお越しいただいておりますが、今まで、むしろ竹花局長時代に、「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために」というこの最終報告を局長時代にやついていただいて、つい最近最終報告がまとめられたという話を聞いておりますけれども、この辺についての

所見をお伺いをさせていただきたいと思います。

○国務大臣(溝手顯正君) お答え申し上げます。

警察庁では、昨年の四月からでございますが、有識者から成る研究会を設置いたしまして、携帯電話やゲーム等がもたらす弊害等について検討を進めまして、昨年の十二月に報告書を取りまとめられたところでございます。

その中身を申し上げますと、インターネット上での違法・有害情報に関する問題は、従前からインターネット・ホットラインセンターというのを設けておりまして、これを通じましてプロバイダー等へ怪しい情報については削除依頼等を進めてまいつたところですが、なかなかうまくいかなかつたという現実はございます。

今回、報告書を受けまして警察庁では、関係各省と連携をいたしまして事業者、これはインターネットの事業者というよりは携帯の事業者でございますが、携帯の事業者並びに教育関係者、これは文部省を中心とした各県の教育委員会に至る幅広い教育関係者に対して、取りあえずといいますか、それぞれの立場での取組を要請いたしたところでございます。

特に、携帯電話に関してはフィルタリングという問題がございますので、総務省のお力もいたしまして、総務省並びに文部科学省と三省合同により、都道府県知事あるいは教育委員会に対して啓発活動に取り組んでいただくようになっております。今後とも、社会全体における子供を守るために、社会全体における子供を守るために、取組を一層強化してまいります。指導していきたいと、このように考えております。

○秋元司君 いわゆる有害情報でありますよね。本当にこの有害情報対策を我が国はもつともっと私は積極的にやっていかなくちゃいけない、そのように思つておるわけでありまして、特にこの青少年健全育成ということを考えますと、もうこれは私は緊急性を有しているんじやないかと思つているわけであります。

とにかく、町に出れば出版物、そしてまた画面をいじればテレビ、そしてまたパソコンをいじればインターネットと、どこでもそういった情報が入る世の中であります。残念ながら、日本においては、それぞれ有害情報指定をしたり、まだ販売者そのものが、いわゆる事業者そのものが自覚が足りないといいますか、事实上、たやすく簡単に青少年が手にできるという状態にありますから、この有害情報等々につきましては国がそれなりの法律を作つて一元的に管理をするということが本当に私はふさわしいかと思うんですが、残念ながら、今現在はそれぞれ都道府県の条例等での規制しかないといふこともありますから、警察の方でこういつた報告書をまとめていただいて、そしてまた今もお話をあつて、現に長野県はこういつた条例がないという現状もありますから、警察の方でこういつた報告書をまとめていただいて、そしてまた今もお話をあつた文部省と、そしてまた総務省とリンクをするというならば、いよいよ私はこういつたものに対して法制化というものを本當は考えていくべきものであるんじやないかななどということを前々回の質問でも問題提起をさせていただいたんですけども。

いざれにしましても、この問題はゆゆしき問題であつて、実は先般、山谷補佐官もいらっしゃいましたが、教育再生会議の場でもやはり、第二分科会でありますか、このことが問題になつて、青少年健全育成のためには有害情報をどうやって子供から遮断していくか、そのことにやつぱりしっかりとやつていかなくちゃいけないということが議論をされたやに聞いています。ここでも国民会議を持ってどうするかという話がありました。青少年健全育成のためには有害情報をどうやって子供から遮断していくか、そのことにやつぱりしっかりとやつていかなくちゃいけないということが議論をされたやに聞いています。ここでも国民会議を持ってどうするかという話がありましたけれども、実際、商売を優先してしまうという傾向もあるようになりますし、やっぱりよいよ我が国として動くべきときが来たんじやないかなということを一つだけ問題提起を改めてさせていただきたいと思います。



ですから、これを、この委員会では法案の審査を終えた場合にその法律の施行に要する経費、これを記載した審査報告書を議長に提出をするというようなことになつておるわけでありまして、その予算額はもう事務方からも政府に確認をしていられるわけであります。したがつて、今国会で内閣から地域活性化関連法案として国会に提出した各法案の施行に要する経費とか、言わば十九年度の予算額はもう集計できる、もう簡単にできると、まあ大臣が言われるよう、これをできるわけですよ、これを見れば分かるというようなことをおつしやつておるわけありますから。その点を委員会に資料としてきつと出していただきたいと、このように思います。

また、先ほど大臣が言われたようにペーパーも公表されているということありますんで、関連法案の施行経費ではないんですけど、既存の枠組み等も使つた十九年度の地域活性化関係予算というのも明らかにできるはずでありますから、この点も併せて委員会に資料を提出をしていただきたい。これは委員長にお願いをしておきましたが、これを見れば分かるといふことになりますから、この点も併せて委員会に資料を提出をしていきたいと存じます。

○委員長(藤原正司君) 理事会で検討します。

○工藤堅太郎君 それでは、これ、民主党を始め野党がこれまで格差問題、これを指摘してまいつたわけでありますけれども、どうも安倍内閣、鳴り物入りで再チャレンジ策といったようなものを宣伝しているんですが、地方の疲弊とか非正規雇用の実態を見ない作文だというようにしか思えな。こういう面で、予算面においてもこの地域活性化と同様の問題があることを指摘を申し上げておきたいと存じます。

質問 次に移ります。

次に、会計検査院おいでになつておられますんで、一点だけお伺いをいたしますが。

渡辺大臣、結構ですよ。

○国務大臣(渡辺喜美君) ありがとうございます。す。

○工藤堅太郎君 参議院は、申し上げるまでもな

く、決算重視というようなことで様々な取組を行つてまいっておりますが、これには内閣とか会計検査院、これが協力があつてこそ成果を上げるというようなことだらうと思います。

これは全国の裁判所とか国家公安委員会、警察干お聞きをしておきたいと思うんであります。この会計検査院の司法検査課、これについて若干お聞きをしておきたいと思つてあります。ことは全国の裁判所とが国家公安委員会、警察

十年が、平成九年に二十人、昨年が二十一人、ここ十年間ぐらいの間に一人か二人です。まあ二十から二十一、二十二といった程度、ほとんど変わらないと。もちろん、今の政府の入件費抑制策、こういう観点から見れば、二十名から一人増えても何%増えたということになりますから、それはもう増えたということになりますけれども、まあ大した変わりがないというような状況なわけなんですね。

近年、北海道警とか全国の都道府県警の捜査費の経理、これを検査が必要とするような状態になつてきたり、まあ裏金と思われるような経理操作があつたとか、いろいろそういうのも指摘をされるようになつてまいりまして、この問題はもう既に今までいろんな方面で発言、質疑がありましてたんで、今日はこの問題ではお答えをいたしかなわけでありますけれども、どうも安倍内閣、鳴り物入りで再チャレンジ策といったようなものを宣伝しているんですけど、地方の疲弊とか非正規雇用の実態を見ない作文だというようにしか思えな。こういう面で、予算面においてもこの地域活性化と同様の問題があることを指摘を申し上げておきたいと存じます。

○工藤堅太郎君 ありがとうございます。

まあ、これを見ればほんどがあれ大したことがな

なわけなんですけれども。会計検査院が最高裁と

いう、これは会計法違反などいうのはもう絶対にあり得ないと考えておられたのかどうか分から

ないですけれども、法令の遵守とか国民の税金の適正な使用について、もっともと最高裁判所始め全国の裁判所に対して厳正な検査を行う必要があらんではないかというようにも思うんです。今までは、どうも今まで出ていないからちゃんとやってこなかつたんじやないかとかという言い方はしませんけれども、何かそういうように見えて仕方がないと。

そのためには、この司法検査課、この体制がこれまで十分なのかどうかという、そういう心配があ

るもんですから、その点を大塚会計検査院長にお尋ねをいたします。

○会計検査院長(大塚宗春君) 会計検査院といたしましては、膨大な予算、検査対象につきまして限られた人員や期間でより良い検査成果を上げるために、検査対象機関の予算や事業実績、これまでの検査実績等を勘案いたしまして検査体制を組んでお尋ねの司法検査課の検査対象ですが、裁判所、法務省、警察庁などでありまして、これらに係る検査で、十八年五月現在、御指摘のとおり二十一名が配置されております。このうち、裁判所

時代でありますから、これはやむを得ない点、いろいろなやりくりがあるだろうと思ひますけれども、どのように対処を考えておられるのか。まあ

馬車関係でありますとか、また雅楽、伝統的な儀式、そういうふうなものに後継者の育成ということもまた大事な仕事になつてくるだろうと、仕事だらうと、このようにも思ひますけれども、心配な面も出てくるというように危惧をするわ

けであります。

○工藤堅太郎君 次に、宮内庁からもおいでをいただいておりますんで、若干質問させていただきますが、私は皇室を大変、大好きだと言えばな

んですが、皇室ファンの一人なものですから、

年々、資料を拝見すれば人員が、今の抑制策の中

にありますから、減つてているというのはこれはやむを得ないような状況にあるだらうと、このよう

に思ひます。ただ、皇室を補佐する宮内庁、例えば業務を外部に委嘱するというようなことになれば、セキュリティの問題等々発生してきて非常

なわけなんですね。

○工藤堅太郎君 次に、宮内庁からもおいでをいただいておりますんで、若干質問させていただきますが、私は皇室を大変、大好きだと言えばな

んですが、皇室ファンの一人なものですから、

年々、資料を拝見すれば人員が、今の抑制策の中

にありますから、減つてているというのはこれはや

むを得ないような状況にあるだらうと、このよう

に思ひます。ただ、皇室を補佐する宮内庁、例え

ば業務を外部に委嘱するというようなことになれば、セキュリティの問題等々発生してきて非常

なわけなんですね。

どうもありがとうございます。

○工藤堅太郎君 次に、宮内庁からもおいでをいただいておりますんで、若干質問させていただきますが、私は皇室を大変、大好きだと言えばな

んですが、皇室ファンの一人なものですから、

年々、資料を拝見すれば人員が、今の抑制策の中

にありますから、減つてているというのはこれはや

むを得ないような状況にあるだらうと、このよう

に思ひます。ただ、皇室を補佐する宮内庁、例え

ば業務を外部に委嘱するというようなことになれば、セキュリティの問題等々発生してきて非常

なわけなんですね。

○工藤堅太郎君 次に、宮内庁からもおいでをいただいておりますんで、若干質問させていただきますが、私は皇室を大変、大好きだと言えばな

んですが、皇室ファンの一人なものですから、

年々、資料を拝見すれば人員が、今の抑制策の中

にありますから、減つてているというのはこれはや

むを得ないような状況にあるだらうと、このよう

に思ひます。ただ、皇室を補佐する宮内庁、例え

ば業務を外部に委嘱するというようなことになれば、セキュリティの問題等々発生してきて非常

なわけなんですね。

○工藤堅太郎君 次に、宮内庁からもおいでをいただいておりますんで、若干質問させていただきますが、私は皇室を大変、大好きだと言えばな

んですが、皇室ファンの一人なものですから、

年々、資料を拝見すれば人員が、今の抑制策の中



というように思いますから、これはもう宮内庁あるいは環境省とか国土交通省、一体となつて連携協力をして、それで効果が上がるようにしていました。このことを強く御要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○木俣佳丈君 続けて質問させていただきます木俣でございます。

まず、先週に統きましたなんですが、ちょっとと通告していなないんですけれども、一点、官房長官には是非お答えいただきたいことがございまして、これ北朝鮮問題なんですが、つまり、アメリカの金融制裁、資産の凍結解除というのが流れておりますけれど、これは国家公安委員長にもかかわる問題で、私も拉致の対策室を是非警察庁の方につくつていただきたいと御要望した口なものですから、このままいくと非常に外交的に日本が孤立するなどという雰囲気、私はイメージを持っておりまして、関係者は非常にゆゆしい思いであります。

そこで、この拉致問題が解決しなければ国交回復は絶対にしないんだというのは日本の立場は変わらないということで思つておるかと思ひます。が、今度、安倍総理が訪米されますものですから、アメリカの方にも是非同様なスタンスでいていただきたいということをはつきりとアメリカ側から世界に対してもメッセージとして出していくだけといったいと、つまりは、話合いは若干するかもしれない。そもそも拉致国家と話合いをするということが自体が私はゆゆしい問題だと思うんですけれども、しかし、アメリカの方からもう少し強いメッセージを出していただきたいと、これは是非要望したいんですけど。

○國務大臣(塙崎恭久君) 御声援ありがとうございます。この拉致問題を解決しなければ国交正常化なしということは繰り返し安倍総理も私どもも、私も拉致担当大臣でございますので申し上げてまいりました。

今回の六者協議でこれにこだわる余り置いてきぱりを食らうんじやないか、こういう御心配をたくさんいただいてまいりましたけれども、そもそも

も一月十三日にできたこの六者での合意文書の中で日朝の作業部会ができました。この中で拉致問題を含めて議論をこの間第一回ハノイで行つて、だきたい、このことを強く御要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○木俣佳丈君 続けて質問させていただきます木俣でございます。

まず、先週に統きましたなんですが、ちょっとと通告していなないんですけれども、一点、官房長官には是非お答えいただきたいことがございまして、これ北朝鮮問題なんですが、つまり、アメリカの金融制裁、資産の凍結解除というのが流れておりますけれど、これは国家公安委員長にもかかわる問題で、私も拉致の対策室を是非警察庁の方につくつていただきたいと御要望した口なものですから、このままいくと非常に外交的に日本が孤立するなどという雰囲気、私はイメージを持っておりまして、関係者は非常にゆゆしい思いであります。

そこで、この拉致問題が解決しなければ国交回復は絶対にしないんだというのは日本の立場は変わらないということで思つておるかと思ひます。が、今度、安倍総理が訪米されますものですから、アメリカの方にも是非同様なスタンスでいていただきたいということをはつきりとアメリカ側から世界に対してもメッセージとして出していくだけといったいと、つまりは、話合いは若干するかもしれない。そもそも拉致国家と話合いをするということが自体が私はゆゆしい問題だと思うんですけれども、しかし、アメリカの方からもう少し強いメッセージを出していただきたいと、これは是非要望したいんですけど。

○國務大臣(塙崎恭久君) 御声援ありがとうございます。この拉致問題を解決しなければ国交正常化なしということは繰り返し安倍総理も私どもも、私も拉致担当大臣でございますので申し上げてまいりました。

今回の六者協議でこれにこだわる余り置いてきぱりを食らうんじやないか、こういう御心配をたくさんいただいてまいりましたけれども、そもそも

者協議の枠組みの中でこの日朝の問題なかんずく意味のあることだったと思つています。

そして、また昨日、六者が開かれて、もう既に報道されておりますけれども、かなりオーブンな形で北朝鮮と日本の意見交換を他の四者が聞き、そしてアメリカ、中国、ロシア、それぞれ日本の立場を支援してくれるような発言をしてくれていると、こういうことでありますので、私は六者協議の中で孤立化させられるようなことはないと思つていますし、特に、今、木俣先生の御指摘の

米国についてばかり中身についても踏み込んで理解をし、また発言もしていただきたいと思います。

今度訪米する際にきちんと日本の基本方針を伝えようと、こういうことであります。が、もう既にブッシュ大統領は自らの事務所に、オフィスに横田めぐみさんのお母様と御兄弟を招き入れまでし

て、そして、この間チャイニーズ副大統領も横田御夫婦に会つていただき、この人権問題である、重

大な人権侵害問題である拉致問題についての理解は極めて深いものがあると思ひますので、今御指摘のように、これは安倍総理はいつも首脳と会談

する場合には必ずこの問題を、拉致の問題を取り上げてきているわけでございますので、当然のことながらブッシュ大統領との話合いの中でもしつかりとこのスタンスを明確に再度伝え、また協力を求めていきたいと、このように考えているは

ざでございます。

○木俣佳丈君 是非頑張つていただきたいと思ひますし、アメリカからも、我が国もと、つまり米

國もこの拉致問題が解決しない限りは国交正常化でございます。

又はその支援、援助も考へないということを言わせていただきたいと思うんです。これでまあ金融

資産の凍結解除というのは、先方からすれば大成

功だつたんではないかなと。私はまあ負けたな

いうイメージでいるということなんですか

も。

これに引き続いて、例えばオイルをどのぐらい抛出をしなければいけないという話になつたり、さらには緊急援助という名の下に食糧援助がされるんだと思います。さらには、その他の国際機関

からいろいろなODA、政府援助も含めた支援が恐

らくされたときに、次に考えられるのは、例え

IMFや世界銀行の理事会の席で日本の理事が孤

立すると。つまり、アメリカが何か理事会でいろ

いろ話をしていたら、アメリカは賛成と言つてい

て、日本は、いやいや、賛成できないなんという

事態が起つて得るというふうなことを現場も相当心配しているということをお伝えしたいというふうに思つておられます。

環境問題のお話をさせていただきたいと思つておられますけれども、愛知県は自動車の生産でも相

当に進んでいますけれども、私の友人があ

るとき、不法投棄の車がうちのすぐ近くの公園

にずっと駐車場に止まつて、これを除去してく

れと言つてもなかなかこれができなかつたとい

う経験がある。こういつたものはどうなつているん

だろうというところから今問題意識を非常に持つ

ております。おりましたというの

は、今それど

ころではないとい

うことがよく分かつたわけ

です。

ただ、いろいろこの場合分けをしてみますと、

その車が車として体を成しているかどうか、つま

りは廃棄物であるかどうか、イエス、ノーで分か

れると。さらには、公道上であるか、道路上であ

るか、イエス、ノーでまた分かれると。さらには、この公以外の私有地の場合ということで、い

ろんな場合分けによつて、警察が担当いたいた

り、それから道路管理者が、県、市ですね、これ

が担当されたり、それから又は公園の場合には市

町村が担当されたり、いろんなところが管理者に

なるということです。

特に、私がこの中で、そんなことがあり得るか

ということかもしませんが、例えればストラン

の隣に駐車場があつたと、これは私有地である

と、この私有地に動く自動車が放置をされた場合

に、撤去はこれだけがするかということになるん

ですが、ちょっと伺いたいと思うんですが、

○政府参考人(由田秀人君) 民間の私有地などに

放置された放置自動車に関しては、まず所有

者がいてそれが所有者のものである可能性と、そ

れから既に廃棄されて置かれている可能性がござ

ります。市町村において、したがいまして、これ

が放置されているということを、所有者が直接そ

の土地との関係でいいというふうな場合には放

置自動車とみなしまして、これを回収するよう

なシステム、すなわち自動車関係の業界がつくつ

おりますシステムの方に申し出て回収することができます。

まず、初めの質問でござりますけれども、不法

投棄又は不適正保管、長期な不適正な保管という

ことが車にとつてされる、この数字が二〇〇四年

九月時点で二十二万台あつたと。昨年の三月、二

〇〇六年三月の時点でこの二十二万台が何と五万

七千台に激減しているということなんですね。つ

まりは野積みしてあつたような車等々は野積みな

んとする必要じやなくてどんどん売れてしまうと

いうことのようで、これ激減しているということを改めて聞いたときにぞつとしたわけでございま

す。

ただ、いろいろこの場合分けをしてみますと、

その車が車として体を成しているかどうか、つま

りは廃棄物であるかどうか、イエス、ノーで分か

れると。さらには、公道上であるか、道路上であ

るか、イエス、ノーでまた分かれると。さらには、この公以外の私有地の場合ということで、い

ろんな場合分けによつて、警察が担当いたいた

り、それから道路管理者が、県、市ですね、これ

が担当されたり、それから又は公園の場合には市

町村が担当されたり、いろんなところが管理者に

なるということです。

特に、私がこの中で、そんなことがあり得るか

ということかもしませんが、例えればレストラ

ンの隣に駐車場があつたと、これは私有地である

と、この私有地に動く自動車が放置をされた場合

に、撤去はこれだけがするかということになるん

ですが、ちょっと伺いたいと思うんですが、

○政府参考人(由田秀人君) 民間の私有地などに

放置された放置自動車に関しては、まず所有

者がいてそれが所有者のものである可能性と、そ

れから既に廃棄されて置かれている可能性がござ

ります。市町村において、したがいまして、これ

が放置されているということを、所有者が直接そ

の土地との関係でいいというふうな場合には放

置自動車とみなしまして、これを回収するよう

なシステム、すなわち自動車関係の業界がつくつ

おりますシステムの方に申し出て回収することができます。

まず、初めの質問でござりますけれども、不法

投棄又は不適正保管、長期な不適正な保管という

ことが車にとつてされる、この数字が二〇〇四年

九月時点で二十二万台あつたと。昨年の三月、二

〇〇六年三月の時点でこの二十二万台が何と五万

七千台に激減しているということなんですね。つ

まりは野積みしてあつたような車等々は野積みな

んとする必要じやなくてどんどん売れてしまうと

いうことのようで、これ激減しているということを改めて聞いたときにぞつとしたわけでございま

す。

ただ、いろいろこの場合分けをしてみますと、

その車が車として体を成しているかどうか、つま

りは廃棄物であるかどうか、イエス、ノーで分か

れると。さらには、公道上であるか、道路上であ

るか、イエス、ノーでまた分かれると。さらには、この公以外の私有地の場合ということで、い

ろんな場合分けによつて、警察が担当いたいた

り、それから道路管理者が、県、市ですね、これ

が担当されたり、それから又は公園の場合には市

町村が担当されたり、いろんなところが管理者に

なるということです。

特に、私がこの中で、そんなことがあり得るか

ということかもしませんが、例えればレストラ

ンの隣に駐車場があつたと、これは私有地である

と、この私有地に動く自動車が放置をされた場合

に、撤去はこれだけがするかということになるん

ですが、ちょっと伺いたいと思うんですが、

○政府参考人(由田秀人君) 民間の私有地などに

放置された放置自動車に関しては、まず所有

者がいてそれが所有者のものである可能性と、そ

れから既に廃棄されて置かれている可能性がござ

ります。市町村において、したがいまして、これ

が放置されているということを、所有者が直接そ

の土地との関係でいいというふうな場合には放

置自動車とみなしまして、これを回収するよう

なシステム、すなわち自動車関係の業界がつくつ

おりますシステムの方に申し出て回収することができます。

まず、初めの質問でござりますけれども、不法

投棄又は不適正保管、長期な不適正な保管という

ことが車にとつてされる、この数字が二〇〇四年

九月時点で二十二万台あつたと。昨年の三月、二

〇〇六年三月の時点でこの二十二万台が何と五万

七千台に激減しているということなんですね。つ

まりは野積みしてあつたような車等々は野積みな

んとする必要じやなくてどんどん売れてしまうと

いうことのようで、これ激減しているということを改めて聞いたときにぞつとしたわけでございま

す。

ただ、いろいろこの場合分けをしてみますと、

その車が車として体を成しているかどうか、つま

りは廃棄物であるかどうか、イエス、ノーで分か

れると。さらには、公道上であるか、道路上であ

るか、イエス、ノーでまた分かれると。さらには、この公以外の私有地の場合ということで、い

ろんな場合分けによつて、警察が担当いたいた

り、それから道路管理者が、県、市ですね、これ

が担当されたり、それから又は公園の場合には市

町村が担当されたり、いろんなところが管理者に

なるということです。

特に、私がこの中で、そんなことがあり得るか

ということかもしませんが、例えればレストラ

ンの隣に駐車場があつたと、これは私有地である

と、この私有地に動く自動車が放置をされた場合

に、撤去はこれだけがするかということになるん

ですが、ちょっと伺いたいと思うんですが、

○政府参考人(由田秀人君) 民間の私有地などに

放置された放置自動車に関しては、まず所有

者がいてそれが所有者のものである可能性と、そ

れから既に廃棄されて置かれている可能性がござ

ります。市町村において、したがいまして、これ

が放置されているということを、所有者が直接そ

の土地との関係でいいというふうな場合には放

置自動車とみなしまして、これを回収するよう

なシステム、すなわち自動車関係の業界がつくつ

おりますシステムの方に申し出て回収することができます。

まず、初めの質問でござりますけれども、不法

投棄又は不適正保管、長期な不適正な保管という

ことが車にとつてされる、この数字が二〇〇四年

九月時点で二十二万台あつたと。昨年の三月、二

〇〇六年三月の時点でこの二十二万台が何と五万

七千台に激減しているということなんですね。つ

まりは野積みしてあつたような車等々は野積みな

んとする必要じやなくてどんどん売れてしまうと

いうことのようで、これ激減しているということを改めて聞いたときにぞつとしたわけでございま

す。

ただ、いろいろこの場合分けをしてみますと、

その車が車として体を成しているかどうか、つま

りは廃棄物であるかどうか、イエス、ノーで分か

れると。さらには、公道上であるか、道路上であ

るか、イエス、ノーでまた分かれると。さらには、この公以外の私有地の場合ということで、い

ろんな場合分けによつて、警察が担当いたいた

り、それから道路管理者が、県、市ですね、これ

が担当されたり、それから又は公園の場合には市

町村が担当されたり、いろんなところが管理者に

なるということです。

特に、私がこの中で、そんなことがあり得るか

ということかもしませんが、例えればレストラ

ンの隣に駐車場があつたと、これは私有地である

と、この私有地に動く自動車が放置をされた場合

に、撤去はこれだけがするかということになるん

ですが、ちょっと伺いたいと思うんですが、

○政府参考人(由田秀人君) 民間の私有地などに

放置された放置自動車に関しては、まず所有

者がいてそれが所有者のものである可能性と、そ

れから既に廃棄されて置かれている可能性がござ

ります。市町村において、したがいまして、これ

が放置されているということを、所有者が直接そ

の土地との関係でいいというふうな場合には放

○木俣佳丈君 今のお話は、リサイクルのあれですか、自動車リサイクル促進センターが回収できると、そういうことですか。

○政府参考人(由田秀人君) 今の制度の仕組みにつきましては、いわゆる自動車リサイクル法施行以前にできた制度でございます。これに加えまして、現在は仕掛けでございます。これに加えまして、現在は自動車リサイクル法が施行されていると、こういう状況でございます。

○木俣佳丈君 いや、だれが私有地にある自動車を、これが放置自動車であった場合ですね、廃棄物ではなくて放置自動車であった場合、だれが引き取つてというのか、だれが撤去することができるわけですか。

○政府参考人(由田秀人君) いわゆる放置自動車に関しては、今御指摘のように、近年大変激変をしておるという状況でございますが、元の仕掛けに関しましては、それがもし廃棄物でなければその所有者がいるということですから、これは、これを撤去するということは、基本的に置いているものを取るということですから、これはできなわけであります、それが放置自動車といふことでもう所有権を放棄されて放置してあるという状況の中では、市町村がそれを除去するため調査をしまして、自動車関係の方々がつくつていらっしゃいます団体に対して申し出で、これを協力を得て撤去をすると、このようなことができる仕掛けには一応はなっておりまます。

○木俣佳丈君 私が質問をする前に伺つたときは、これ私有地の場合には、要するに所有者と話合つてくれと、それしかやりようがないという話だつたんですが、それではなくて、今のお話は、審議官のお話は、自動車団体がつくつて、その窓口があるということで、そこにその申入れをすればそれが撤去できる、そういうことですか。

○政府参考人(由田秀人君) 私有地の場合には、基本的に今委員おつしやられたとおり、そのいわゆる土地の所有者と置いてある人が話合いをするが。

○木俣佳丈君 そういうことが当然原則であります、ただ、その所有者が不明となつてナンバープレートなどが外されでそこに放置してあって、既に廃棄物ではないかということで周辺の住民等から苦情が出ると、かつてそのような事態がございまして、その場合に当該市町村が様々な調査を行いまして、その所有者不明となつた場合に、今御指摘のとおりの自動車関係団体の方に申し出て、協力を得て撤去をするという仕掛けがかつてからございます。

○木俣佳丈君 要はできるということなんですね。要するに、その自動車関係団体というのがあります。要するに、その自動車関係団体というのがちよつと分かんないけれども、まあ、ほかの何か団体があつて、そこに撤去させができると、そういうことですね。いやいや、そういうことですね。要するに、その自動車関係団体といふことは、いつにしても、なかなかの台数がまだ残つていて、これは市況によりますものですから、この商品の市況、鉄やらレアメタルなどのその市況が下がつた場合にはまたこれは増えるということでありまして。

○木俣佳丈君 これは、国家公安委員長にお願いをしたいのは、一義的にやはりだれもが警察を頼りたいと思うと思うんですね。基本的に県の方では、又は市町村の所轄では、一一〇番等々あつた場合に、そこでいつたん受けて、市に振る、県に振るといふことをやつていただきたいのでございまして、是非、ただ都道府県によつてはそういう、都道府県警によつてはそういうことは余りやつていなかつたりするわけであります、是非一義的に、警察に一一〇番が入つたり、いろいろ所轄に入つた場合には、そこからうまく臨機応変に、ああ、この場合はここでよと教えてあげるとか、又はそこからひとつ連絡を入れていただくとかいふことを是非前向きにお願いしたいと思いますが。

○国務大臣(溝手顯正君) いろんなケースがありまして、いろんなものもあるんですね。トラックから落ちたものがあるとか、どこかから風で飛んできたものとか、自動車以外の様々な問題があります。ですから、警察の本来の仕事であるものとそうでないものいろいろケースは想定できますが、ですが、警察としてはやっぱりしっかりと住民サービスはしなくちゃいかぬと思いますし、必要な整理は、いったん受け止め、きつちりやるようになります。

○木俣佳丈君 今のお話は、前向きにやつていいただくということでおろしうございますね。確認したいと思います。

それで、次の質問でございますけれども、毎年、今言つたいわゆる車が車でなくなると、いう車は激減しているわけですが、要するに、今、国会の中で答弁を伺つていても非常に分かりにくく。実際に少なくなつたとはいつても、かなりの台数がまだ残つていて、又は、これは市況によりますものですから、この商品の市況、鉄やらレアメタルなどのその市況が下がつた場合にはまたこれは増えるということでありまして。

○木俣佳丈君 これは、国家公安委員長にお願いをしたいのは、一義的にやはりだれもが警察を頼りたいと思うと思うんですね。基本的に県の方では、又は市町村の所轄では、一一〇番等々あつた場合に、そこでいつたん受けて、市に振る、県に振るといふことをやつていただきたいのでございまして、是非、ただ都道府県によつてはそういう、都道府県警によつてはそういうことは余りやつていなかつたりするわけであります、是非一義的に、警察に一一〇番が入つたり、いろいろ所轄に入つた場合には、そこからうまく臨機応変に、ああ、この場合はここでよと教えてあげるとか、又はそこからひとつ連絡を入れていただくとかいふことを是非前向きにお願いしたいと思いますが。

○木俣佳丈君 本年一月より、国土交通省、環境省、経済産業省が連携をいたしまして、道路運送車両法において、現在その自動車がどのように扱われているのか、アンケート形式で、約五百事業者、対象車両は六万台程度を対象に実施をしております。現在、アンケート結果につきまして集計をして分析作業を進めております。この結果につきましては、四月中旬ころには公表をさせていただく予定としております。

○木俣佳丈君 本調査によりまして、一時抹消中車両の流通状況が明らかになると、加えまして、本調査結果を関係機関におきまして情報共有をし、違法解体などの不適正事案に対する取締りなどが実施されることによりまして、使用済自動車の適正処理につながるものと認識をしております。

○木俣佳丈君 若干ずれるということのようですが、もうほぼ大体できているんでしょうかね。是非正確なところを出していただきたいと思うのですが。

○木俣佳丈君 今、日本の場合だと、パークなんかのリサイクルで一生懸命頑張つていらっしゃる方なんかうちの町にも何人いるんですけども、これが欧洲だと四〇%ぐらいパークのリユースがあるよう

ます。特に、昨年ベースの話でありますと、輸出が百三十五万台あつて、中古車ですね、中古車の在庫が十万台、それから、そのあとが問題なんですが、野積みとか、法施行以前に引き取られて

ござります。ただ、日本は現在では三%といふことで、とてもじゃないけれどもうまく回つてないという状況がありまして、同時に、これがいわゆるパーセツのリサイクルじゃなくて、マテリアルが不足しているんで、要するに溶かしちゃうということになりますと、やはり環境を考えた場合に余りよろしくないということが重ねて私思うわけでございます。

実は、今お話をあつた輸出というところも、どうもまともなものばかりではないなどというふうな感じが出ておりまして、自動車のオークションというものが今物すごくはやっております。これ、資料の一つなんでございますけど、とてもじやないけど中古車と言えないような、いわゆる廃車がらも言うそうです。イヤも付いておりませんし、戸も一つぐらいしか付いておりません。ミラーもすべて取れておる。こういう廃車がらが中

古車ということで流通を相当しているということになりました、特にこの廃車がらが、マテリアルユースということで、恐らく外国人のバイヤーが、オークションの中でもユーズドというコーナーがあるらしくて、大量にこれを中古車として買つているという現状があるようでございますが、この現況についてどのように把握されているか、お答えいただけますか。

○政府参考人(由田秀人君) まず、オークショ

本来、中古自動車の売買を行う場合であります。これまで業界団体を中心に使用済自動車の排除を図るべく実施基準を策定をしておるところであります。日本オートオークションにおきましては、いわゆる使用済自動車の出品の不可でありますとかオートオークションの入札者の取扱いの明確化でありますとか、このようなことがされております。

御指摘の点であります、解体自動車のいわゆる自動車がらや、それから部品として海外に輸出をされる場合には、まず使用済自動車が国内で解体されることになります。これは、自動車リサイ

クル法によりまして、フロンガスの回収でありますとかあるいは油の抜き取りでありますとか、様々な適切なリサイクルのための処理が必要なこととなつておりますし、この正規の解体業者によりまして解体される自動車につきましては、自動車リサイクル法に従いまして、環境問題を生じさせることは少なく、適切な部品などの輸出になつてゐるのではないかと思つております。

しかしながら、自動車リサイクル法に違反して無許可で解体を行うという業者、事業者を経た輸出入につきましては、必ずしも十分なフロン回収などとの環境対応などが行われていないおそれもござりますので、無許可業者のルートに対する取締りを行っていく必要があると、このように考

○木俣佳丈君 余りお答えになつておりますけれども、今お話の中にありましたように、かなりえております。

こういった廢車がるというのが流通していると。そもそも廢車にすると、私が例えばユーモアだ。とすれば、かなりお金を払ってこれを解体をしてくださいと、こう頼んだ。ところが、いわゆる、もうかなりバンパーも何も付いてないようながらで売つても二千五百ccで大体二万五千円ぐらいで競り落とされているというような状況があるようございまして、何が言いたいかというと、これを見は是非取り締まっていただかなないと、まず、これ

が例えば中古車であるということで輸出される場合には、これ利用券といつてリサイクル券が付いておるわけでござりますから、これ還付されるんですよ。例えば二万円で競り落として輸出をしますということになると、大体一円還付されるんですねよ、まずは。だから、まずそれだけもうかるということと、それから向こうへ出しますと、もちろんそれより若干高値で売れるということとで、非常に利幅の高い商売になるということに私は

なると思います。  
もう一点は、さっきの部品として輸出という話  
がありましたが、中古車を真つ二つに切ると、  
ハーフカットで、これ部品になるようございま

して、これでぽんと輸出すると、これとんでもないハ環境破壊になるわけでありますけれども、この

い現地筋にいふるいへるにれども、場合にも非常にもうかるということになります。これ、バイヤーが外国人であるとほ言つていいと思うんですが、適正な免許を持つ業者でない

「思ひつかないが、道」を分譲され、大業者でしかなく、と極めて言い切つてもいいんではないか」ということを思うんですね。この場合には是非取締りをかなめり強化していただきたい」と。これは環境省と、警

「引け」「いいがままでいい。」これが環境省の立場で、監察は余り関係ないのかな、環境省政務官、是非取締りをしつかりしていただきたいと思うんです。

方から御指摘がありましたこの放置自動車、そして中古自動車のオートオークション等に関する問題でありますけれども、オートオークション等で

題においても、いわゆる「本格化」等につきましては、本来から、業界団体が使用済自動車の排除を図るべく、自主基準を設けてこれに対する応じて、ござつて、あるところからありますけれども、

廻していかたにしてしまふと、おもむりわざ  
も、ただいま御指摘のハーフカットされた中古自動車につきましては、これは部品として輸出をさ  
れてゐるに、うこごらうも、年三つ二四

れでした」といふことであります。昨年十二月にも新潟におきましてこういう無許可業者が輸出をするという事実が発覚をいたしました。

これを受けて環境省も新潟県をそして警界、財務省関税局、経済産業省並びに税関等々と連携を取りまして、自動車リサイクル法の許可を受けた結果をもとに、適切な取扱いをしてまいります。

解体業者が適正に解体したものであることを確認する仕組みを行っております。これを今後全国の都道府県にも周知徹底をして、各自治体と、

そして警察関係団体とも協力をしまじめに取り組んでおられる方々の競争を阻害をされないよううに取り組んでいきたいと考えております。

○木俣佳文君 今 新潟のお話がございました。  
新潟港から相当積まれてということだと思います  
が、ところが、そうしたら、そこで取り締まつた

今度は横浜とか、何が埼玉ですかね、別の地域でまた今度は相当発生しているということで、イタチごっここの感を成しているということではござ

私は、このリサイクラーの方々に、そういうの  
いまして。



受けました。後世代にツケ回しをしないよう徹底した合理化と効率化を図つてほしいと、こういうミッションでやっているんですね。そういたしますと、各省によるあつせんを禁止をするということは、まさしく国家隆盛の基となるのが私の信念でございます。

付いた資料を配付させていただいております。

国家公務員の天下り先という円グラフがあります。林目的の資料、大いに円グラフが幾つかあります。天下り先として、公益法人が八九・九%。それから、これは別のデータなんですねけれども、右側を見ていただきますと、各府省の課長・企画官相当職以上で退職した職員の再就職先、これはほとんど意味するところはいわゆるキャリアの天下り先ということですが、これを見ましても、公益法人が三分の一、実は當利法人は一三・三%、そして当然学校とか社会福祉法人、非當利法人あるいは独立行政法人、特殊法人といったような公法人が並んでいます。もう皆さん御承知のとおりであります。今の現行の天下り規制というのは、あくまでも當利法人に対して、在職時五年間に影響力を持つた當利法人に対し二年間行くことを原則として禁止をしているというのが今の天下り規制であります。

渡辺大臣にお伺いしたいんですけども、渡辺大臣が、ちょっと私ども考えている事前規制といふことと事後規制という考え方では少し考え方方が違うのかもしれません、少なくとも事後規制で、事後規制というか、政府があっせんを禁止する対象、今までではそもそも再就職規制ということと、當利企業にだけは一年間行ってはいけない、関係當利企業に。天下りの行き先を見てみますと、実は當利企業というのはごく一部なんですね。むしろ多くは公益法人であったり、独立行政法人であったり、認可法人であったり、特殊法人であつたりするわけです。あっせん対象は、あく

までも営利企  
人、公的な法  
規すべてあっせ  
か、基本的な  
たいと思いま  
○國務大臣(渡  
制対象とする  
けずに今最  
います。公益  
もあるようで  
しているとこ

業だけではなくて、こういう公法人ですね、公益法人も含めて、これかん対象禁止の対象になるのかどうことですりお尋ねさせていただきます。

(辺喜美君) どこからどこまでを規範かという問題については、例外を設的的な詰めを行つているところでござりますが、私としては例外なく今検討を

らず、やはり今申しして  
則は禁止するという  
ね、事前規制もある程度  
それで、渡辺大臣に  
あつせん禁止しても、  
考えますよ。もう既に  
を、何ですか、中央大  
たかが、自民党の方が  
うですが、結局のところ  
んを最終的なチャーチ  
ておられるようですが、  
戦争のときにござる、

上げた公益法人でもこれは原  
のが我々の考え方なんです  
程度必要だと。  
に伺いたいんですけども、  
これはいろんなまた抜け穴  
に今新人材バンクというもの  
人事機関とかなんとか、どな  
か知恵を巡らしておられるよ  
うな同じような役所のあつせ  
ク機関にするような案を出し  
○國務大臣(渡辺喜美善)  
条のいわゆるクーリン  
るな問題が防げたのを  
ればいかぬと思うんで  
かわらず官設談合が  
が起ってきたわけですが  
しおり、このヨリ

氏党的な素なのが分かりませんから、  
したらもうこれは撤廃します。  
行けるようにします。これで  
るんじゃないですか。いか  
く君) 今の国家公務員法(百三  
二)の規定だけいろいろ  
かということは反省をしなくて  
すね。この規定があるにも  
かが起こり、様々な天下り問題  
ですよ。

○松井孝治君 なるほど、明快な御答弁です。  
要するに、この円グラフでいうと、公益法人、  
営利法人、これ合わせて大体半分くらいですね、  
行き先の。それ以外にも実は独立行政法人とか特  
殊法人とかあるわけでありますから、ここもあつせ  
ん禁止の対象にするというのが基本的には方向性  
として大臣のお考え方だというふうに理解してよ  
ろしいですね。もう一度、確認のため。

○國務大臣(渡辺喜美君) 例外なく今検討を進め  
ているところでござります。

○松井孝治君 その点はひとつ評価をしたいと思  
います。

そして、しかし大臣、事前規制から事後規制へ  
という言葉もございます。今まででいいますと、  
私どものこの民主党の法案は、私が提案者になつ  
た法案は、民間企業だけではなくて、在職中に影  
響力を持つている、密接に関連した仕事をしてい  
た法人に対する、今大臣がおっしゃると同じ考  
え方で、やっぱり一定期間は、それを二年ではな  
くて我々五年というふうに考えているんですが、  
一定期間は再就職禁止期間を置いたらどうだ。も  
ちろん人事院が承認をしてこれは例外的に認めら  
れる、例えば任期付で来たとか官民交流で来たと  
いう人がいきなりもう二年働いたら未来五年間自  
分の専門分野に帰れないなんということになつた  
ら、これは官民の人事交流を阻害しますから、そ  
ういう例外的措置はあるけれども、一定の仕事を  
してきた分野に関連した分野は、営利企業のみな

人を最終的なチェック機関にするような案を出されおられるようですが、我々の考え方でいいますと、例えばちょっとと極端な例を、極端というか一般的な例で、この前これらは公明党の同僚議員も御質問しておられましたけれども、金融検査の仕事ををしていました、ある方が。金融検査の仕事をしていまして、別に金融庁をあっせんしているわけでもない、政府があつせんしているわけでもない、だけど辞めました。そして、もし事前規制がなくなつてあっせんの禁止ということだけであれば、その方は辞めた翌日に銀行に行つて検査部門、金融庁から検査を受けた部門に行つて、その検査対策の総指揮を執ることができる。それは、例えば国家公務員の秘密維持・機密情報を漏らしてはいけない、いや、漏らす必要はないです、頭の中に入っていますから。そういうことが行われるわけですね。

が起こってきたわけですよ。様々な天下り問題とかわらす自製説合が起こりました。したがつて、この国家公務員法第百三条の待合期間という規制が果たして実効性があつたのかどうか、この検証はやらなきやいかなと思います。ですから、我々はきちんととした行為規制をかける、実効性のある行為規制をかけるようにと総理から厳しく言われておりますので、今最終的な制度設計の詰めを行つてあるところでございまます。

○松井孝治君 私も同じ意見なんですよ。百三条のクリーニングオフ期間があればすべて実効性が担保できているかということてきてない。だから、むしろそこも厳格にしていかなければいけない、そう思つてゐるんですよ。

ですから、おっしゃるような行為規制とかあつせんの規制、これも掛けなければいけないけれども、実際、今のクリーニングオフ期間を掛けっていても現実には影響力を行使している場合があるわけですから、そこを撤廃するというのは、これは逆行するんじゃないかな。それを自由化してしまつて、後は行為規制とそしてあつせん規制、これだけでいいけるかというと、私はいけないんじゃないのか。

今申し上げたような、いろんな行政知識がある、影響力がある、それで、別に頼まなくとも、行為規制でいろんな不正な働き掛けをしなくて、あるいは役所側があつせんしなくとも、自分の持つてある知識で不正な行為を行つてしまふれる、あるいは影響力を行使できてしまふれる。



聞いているんです。そういうことは人情としてあつていいんじゃないかという、そういう答弁を聞いているわけじゃないくて、どうしてそういう方に対してもうそういうサービスを提供し、別の国民に対しては提供しないのか、その法的根拠を教えてください。

○政府参考人(戸谷好秀君) 私どもといたしましては、それはケースによってやはり人事管理の延長として言い得るものもあるのではないかというふうに思っています。

○松井孝治君 どういうケースですか、具体的に言つてください。

○政府参考人(戸谷好秀君) いろんなケースで既に退職した職員としても、やはりすぐにいろいろ事情があつて退職せざるを得ないというようなことがあつたとか、そういう場合について、一つ目の延長として少し再就職を世話するようなケースなどはあるのではないかというふうに思つております。

○松井孝治君 全く理解ができないですね。

渡辺大臣、今聞いておられて、私はどうも、最初の再就職はこれはこの渡辺私案でこれから政府でいろいろ再就職についてのあつせんの禁止というものを議論されるわけですから、最初のケースについてもどうあるべきかというのは、これは立法政策として考えなければならない。だけども再々就職とか再々々就職とか、そういった部分まで含めて、今現実に実態があるということを感じつている中で、今法律上の根拠がどうも明らかでないことをやつているとしか思えないわけですが、大臣どういうふうに御理解されますか。

○国務大臣(渡辺喜美君) 私も法制局長官じゃありませんので法的根拠を聞かれてお答えのしようがございませんが、先ほど松永官房長が言つたように情報の提供として紹介をしておられるんでしょう。多分これは余り表には出したくないけれども、公然の秘密みたいなところがあつて、言つてみれば、ノーマティックなルールに基づいて、というよりはプログラマティックなルールに基づいて

てやつてきたんでしょうね。ですから、そういうその実態が、何というのか、もう相当時代に合っているわけじゃないかというふうに思つています。

○松井孝治君 どういうケースですか、具体的に言つてください。

○政府参考人(戸谷好秀君) あるいはノーマティックなルールと同時に、そこの際はやはりノーマティックなルールを変えていくことが必要なといった実態的なルールを変えていくことが必要なんじゃないでしょうか。

○松井孝治君 じゃ、今の霞が関の慣行は、ある

○国務大臣(渡辺喜美君) 発言には注意するようになります。常に官房長官から言われておりますので、だれがどうということは申上げません。

○松井孝治君 そうすると、私は、そもそも新人材バンクと言われているもの、おつしやっている趣旨は分かりますよ。趣旨は分かるし、自民党案

よりはるかに渡辺大臣の方が優れていると思いますけれども、しかし国民の一般の方々から言えば、皆さんリストラに遭つて、それは大企業によっては子会社を紹介したり、人事管理の一環として、しかし、税金を使って、新人材バンクを使って、その方々に対して何十人かのスタッフを入れて、そしてマッチングをして、ハローワークもあるのに、一般の方はハローワークしか使えないのに、役人の方だけ新人材バンクで情報提供する、マッチングをする、これについて渡辺大臣は納税者に対して説明が付くと思われますか。

○国務大臣(渡辺喜美君) 基本は、既に小泉内閣のときから始まつておりますように、勧奨退職というのをやめていこうと。ですから、これは退職年齢を引き上げ、努力をやつてきたわけですね。

一方、自分はスタッフ職と言わってもそれは納得がいかない、やっぱりラインでぱりぱりやりたんだという方も中にはいらっしゃるかもしれませんね。人事で行われて、例えばこれは行政上必要なんだから、これは現職出向で独法に行きなさいと、こういう人事もあり得ますよね。でも、い

やおれは嫌なんだという人も中にはいらっしゃるかもしれませんね。ですから、そういう人事に対してこれは嫌だという人がいたつちつともおかしくないわけでございまして、そういう人が第二の人生を考えるという場合に、公務員というのは考えてみたら雇用保険もないんですね。一応教科書的な話でいけば、身分保障もある、公務の中立性、公正性、こういうものを担保するためにあるんだ

んだと、こういうことがございまして、自分の職探しにきゅうきゅうとして公務の中立性、公正性が損なわれては困る、こういう要請もあるんだろうと思います。

したがつて、そういうことを考えれば、一般のハローワークに行け、雇用保険も付かないのに、また今の制度では職探しのための有給制度つてございませんからね。ですから、そういうことを考えれば、第二の人生を考える上で、再就職支援をする新人材バンク機能があつてもそれは許されるんじゃないんでしようか。

○松井孝治君 私は、今のお話でいうと、自己都合で、私は仕事が気に食わないから辞めると、これは民間でもそんなケースの場合に一々支援しませんよ。それは自分の能力を更に發揮したいわけですから、しかも身分保障もあるわけですから、働けるのに自分は気に食わない、これは正に自己

の責任を政府として取られるんですか。

○政府参考人(戸谷好秀君) 今年度はこういうことでございます。私どもといたしましては、これまでの推進のために、これまでの取組に加えまして専門スタッフ職俸給表の導入等の複線型人事管理、こういうことを推進して、できるだけ努力していると思います。

○松井孝治君 そういうことを聞いているんじゃないんです。政府として、何遍も私も国会で聞きましたよ。五年間で三歳退職の年齢を引き上げるとおつしやつたにもかかわらず、四年間で一・五歳も引き上げつていません。これが引き上げられなかつたときにはどういう責任を取るんですか。

○松井孝治君 私はお見えでございますから、これはやつぱり大臣として、菅大臣のときのお約束ではあります。菅大臣お見えでございますから、これはやつぱり大臣として、菅大臣のときのお約束ではあります。それは自分的能力を更に發揮したいわけでも、しかも身分保障もあるわけですから、してもこれを踏襲するという国会答弁を何度もされてはいるわけですから、これは不退転の決意で実現されるんですね。

○国務大臣(菅義偉君) 今、私どもの局長から専

門スタッフ職俸給表という話をしましたけれども、いずれにしろ私ども、小泉内閣のときから皆さんに對して三歳というのは約束をしていることがありますので、私の責任としてはとにかくそのことを実現できるように全力で頑張ると、そういうことの答弁しか私は今この時点でできないとうふうに思います。

○松井孝治君 今日、資料でお配りさせていただいている最初の資料があります。これは平成十七年度の府省別離職状況でして、実は勧奨退職者が平成十七年度でいうと二千二百九十七名、これは指定職が入っていないので、実際四千名ぐらいるんじやないかというふうに私役所の人から聞きましたけれども、その中で、大体今、先ほど、五年で三歳退職年齢を引き上げるというのはキャリア組の話なんですね。幹部職の方々の退職年齢なんです。何で、前に私、小泉総理に御質問したときには、いや、九級以下とか十級以上とかそういうテクニカルなことは分からなければ、基本的に全部勧奨退職というのは引き上げてなくしていくんだという方針を小泉さんははつきり去年の四月の委員会で、テレビが入っているところでおつしやいましたけれども。

これは、勧奨退職をなくしていくというのは、渡辺改革大臣、これはいわゆるキャリアだけじゃなくて、ノンキャリアも含めて勧奨退職を原則としてなくしていくというような目標を立てられるおつもりはありますか。

○國務大臣(渡辺喜美君) まさしく今我々が考えております国家公務員法改正の案が実現をいたすと勧奨退職というのは事実上なくなるんでしようね。ですから、そういうことを目指して今やつておわけでございます。

○松井孝治君 官房長官にもおいでいただきていますので、官房長官、最後の法案の調整の話を伺おうと思つたんですが、官房長官も基本的にはもう勧奨退職というのをなくすと、複線型人事にして、キャリア、ノンキャリア共々に定年まで、自己都合とか、あるいは過員による勧奨退職、いわ

ゆる人が剩餘、余つてしまつて勧奨退職をせざるを得ないという状況はこれは今の国家公務員法でもあるんですが、ただ、原則として今までのよう

に天下りとセットになつたような肩たき、勧奨

退職というのは、キャリア、ノンキャリアも含め

てこれは今なくす方向だというふうに渡辺大臣

はつきりおつしやいましたけれども、塩崎大臣の

お考え方も基本的には同じと考えてよろしいです

ね。

○國務大臣(塩崎恭久君) 総理が繰り返し申し上げているのは、予算や権限をバックにした押し付けて的な再就職あつせんというのをやめましょうと、こういうことであると思うんですね。その中に、今お話をあつたように、言つてみればセットで早期勧奨退職が行われているケースがあるといふことが今御指摘あつたと思うんです。

我々としては、総理の指示の下で、どういう公

務員制度改革が全体のパッケージとしてあり得るのかという中で考へていてありますと、公

務員であるがゆえに何か民間の人たちよりもはるかに有利であるようなことはやはりやめなければ

いけないという考へは持つておりますけど、まだ

中身については今渡辺大臣のところで詰めている

ところでございますので、少なくとも国民の目か

ら見て、公務員であるがゆえだけのために優遇を

押しつけているなんてだれも思いたくもないし、

多分そういう解釈なんでしょうね。一方、国民か

ら見たらどうなんだ。予算も持つて、権限

で、役所サイドから見れば、自分たちが要求して

押しつけているなんてだれも思いたくもないし、

向こうからオファーされてきたことなんだから押

し付けじゃないんだよと言つてみたところで、

やっぱり国民から見たらそれって押しつけのよう

に見えちゃうよなどいうのはあるわけですね。で

すから、そういうものは根絶をするんだと総理は

言つてきたわけでございます。

○松井孝治君 ちょっと話が前後するんですが、さつき松永官房長から押し付け型の、今、押し付

け型の天下りは根絶するという総理の方針とい

うございました。松永官房長

始めとして各省庁は、押し付け型の天下りなん

ないというふうに答弁されているんですね。少な

くとも経済産業省について、そういう押し付け型

の天下りなんて一切ありませんと。そうすると、

根絶するも何も、押し付け型天下りはない、空集

合のものを根絶するといったって何の意味もない

んですよね。

渡辺大臣にお伺いしたいんですが、渡辺大臣は押し付け型の天下りを根絶すると、総理がおつしやつてることをおつしやつてているのか、それ

とも、それだつたらもう世間は、霞が関は押し付

け型天下りなんてないと言つて、いるわけですか

何の意味もないわけですよ、ないものをなしにす

ると言つたって。そくじやなく、どこかで私

伺つたときに、役所があつせんしていることと自体

が世間から見たらこれはもう押し付け型なんだ

と、情報提供とかいろいろな話があるけれども。だ

からそこを、押し付けであろうとなかろうと役所

のあつせん自体をもう根絶していくんだという理

解が私の渡辺大臣案の理解なんですが、その考え

方でよろしいですか。渡辺大臣の見解を伺いま

す。

○國務大臣(渡辺喜美君) 押し付けかどうかと

いつなら、これは別に法律用語じやないんです

ね。まあ一種の政治宣伝みたいな話でございまし

て、役所サイドから見れば、自分たちが要求して

押しつけているなんてだれも思いたくもないし、

向こうからオファーされてきたことなんだから押

し付けじゃないんだよと言つてみたところで、

やっぱり国民から見たらそれって押しつけのよう

に見えちゃうよなどいうのはあるわけですね。で

すから、そういうものは根絶をするんだと総理は

言つてきたわけでございます。

○松井孝治君 ちょっと話が前後するんですが、さつき松永官房長から押し付け型の、今、押し付

け型の天下りは根絶するという総理の方針とい

うございました。松永官房長

始めとして各省庁は、押し付け型の天下りなん

ないというふうに答弁されているんですね。少な

くとも経済産業省について、そういう押し付け型

の天下りなんて一切ありませんと。そうすると、

根絶するも何も、押し付け型天下りはない、空集

合のものを根絶するといったって何の意味もない

んですね。

閣内に不一致ありませんね。少なくとも

渡辺大臣がおつしやつたように御理解されてるん

です。閣内に不一致ありませんね。少なくとも

官邸と渡辺大臣に不一致はありませんね。

は、押し付け型のあつせんをやめなさい、やめよ

うと、こういう話でありましたけれども、もう既

に先週の経済財政諮問会議で総理は、各省庁によ



いただきたいと思います。

○政府参考人(板谷憲次君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、中国が衛星を破壊したわけでござりますけれども、それにつきまして、現在、宇宙航空研究開発機構、JAXAでござりますが、におきましては、米国が行っている全天監視による軌道情報に基づきまして、JAXAが運用中である低軌道衛星周辺のデブリの監視に努めているところでございます。

現在のところでございますが、差し迫った危険がある状況ではございません。ただ、今後デブリが人工衛星の軌道を通過する可能性も否めないこれから、JAXAにおきましては引き続き情報収集、監視に努め、必要があれば回避対策など検討以上でございます。

○白浜一良君 これ以上言いませんけれども、なかなか退避体制といつても難しいんじゃないかな、実際たくさんの方ちりが霧散しているから。

それで、これでいわゆるこの情報収集衛星は四基体制、二組四基体制になつたということでございますが、一番最初打ち上げたのが平成十五年の三月なんですね。それで寿命が大体五年ぐらいというふうに聞いてございますが、今後の打ち上げ計画を見ますと、光学三号機を平成二十一年、光学四号機とレーダー三号機が平成二十三年と、こういう予定を伺っておりますが、これでいわゆる四基体制というのは維持できる体制なんですか。

○政府参考人(茂田忠良君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、今回情報収集衛星が四基体制となりまして、私ども今後この四基体制によって我が国情報収集能力の強化に貢献してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましても、先生御指摘のとおり、平成二十一年度に光学三号機、平成二十三年度に光学四号機及びレーダー三号機の打ち上げを予定しております。

情報収集衛星の打ち上げスケジュールは、現在の衛星の設計寿命、これに加えまして性能向上のための研究及び開発に要する期間を技術的に算定して定めたものでございますので、これら衛星の

打ち上げの前倒しは困難でございまして、予定どおり確実に打ち上げていくことが大切だと考えております。したがって、現在のところ変更の予定はございません。

なお、情報収集衛星の設計寿命は五年でございまして、五年後になると必ず衛星が機能を停止するというものではございません。種々工夫をしつつ、四基体制の維持に努力してまいりたいと考えております。

○白浜一良君 時間が余りないので議論しませんけれども、そういう四基体制を維持できる打ち上げのスケジュールだというふうに解釈してよろしいんだね。

それから、四基体制になるということは情報がたくさんになるわけでございますが、それをどう処理するかということが大変大事なんですが、こいつは季節柄、人員が増やせないという状況なんですが、それ以外にも、十分四つの衛星からの情報をきちんと分析できる体制、人員的な体制は大丈夫なんでしょう。

○白浜一良君 お答えいたしました。

四基体制になれば更に人員が必要ではないかという委員よりのお尋ねでございますが、内閣衛星情報センターといたしましては、四基への増加を理由とした増員は考えておりません。といいますのは、衛星が二基から四基になつても業務が単純に二倍になるわけではないということございま

る。光学三号機の作成の仕方等、業務の効率化を図るなどして対応していくかと考えております。

他方、内閣衛星情報センターでは、従来より情報収集衛星の運用、分析、衛星開発等に係る体制

整備を行ってきたところでございますが、内閣の情報機能強化が求められている中、内閣衛星情報センターといたしましても分析能力の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○白浜一良君 二組四基体制になつて、そのための研究及び開発に要する期間を技術的に算定して定めたものでございますので、これら衛星の

打ち上げの前倒しは困難でございまして、予定どおり確実に打ち上げていくことが大切だと考えております。したがって、現在のところ変更の予定はございません。

また、内閣の情報収集衛星の設計寿命は五年でございまして、五年後になると必ず衛星が機能を停止するというものではございません。種々工夫をしつつ、四基体制の維持に努力してまいりたいと考えております。

○白浜一良君 時間が余りないので議論しませんけれども、そういう四基体制を維持できる打ち上げのスケジュールだというふうに解釈してよろしいんだね。

それから、四基体制になるということは情報がたくさんになるわけでございますが、それをどう処理するかということが大変大事なんですが、こいつは季節柄、人員が増やせないという状況なんですが、それ以外にも、十分四つの衛星からの情報をきちんと分析できる体制、人員的な体制は大丈夫なんでしょう。

○白浜一良君 お答えいたしました。

四基体制になれば更に人員が必要ではないかという委員よりのお尋ねでございますが、内閣衛星情報センターといたしましては、四基への増加を理由とした増員は考えておりません。といいますのは、衛星が二基から四基になつても業務が単純に二倍になるわけではないということございま

る。光学三号機の作成の仕方等、業務の効率化を図るなどして対応していくかと考えております。

他方、内閣衛星情報センターでは、従来より情報収集衛星の運用、分析、衛星開発等に係る体制

の局長クラスを構成員いたしております。

この委員会におきまして情報収集衛星の運営の基本方針について検討をいたしまして、具体的なセンターといたしましても分析能力の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○白浜一良君 私がなぜこうくどく言うかといふで、十分、まあ倍に、単純に一組二基体制で単純に倍というふうになるわけじゃないと、そうおつしゃつたけれども、よく考えなければいけませんのは、今九省庁で使うことになっていますね。それが適切なそういう省庁の要請に沿った情報の提供、分析、そういうことができているのかどうかということがあります。そういう意味で私は言つているんですよ。

○政府参考人(茂田忠良君) 私どもとしては、現在の体制を有機的に効率的に運用して、ユーチャーの省庁が求める情報を作成、配付していくと考えております。

○白浜一良君 それで、重ねて言いますけれども、今省庁、九省庁でやつていてるということなんですが、それ以外にも使いたいという省庁が出てきたらどうするんですかということ、もう一つは、全体の運用を情報収集衛星運営委員会です。

○白浜一良君 それから、重ねて言いますけれども、今省庁、九省庁でやつていてるということなんですが、それ以外にも使いたいという省庁が出てきたらどうするんですかということ、もう一つは、全体の運用を情報収集衛星運営委員会です。か、こういうところでやつていらっしゃるんですけど、私は、そこが大変大事だと、軍事的な機密情報報はそれはそれでいいんですよ。でも、各省庁が自らのそういう行政に資する、そういう情報を取つて分析したいと、いろいろ要請があるでしようから、それをトータルに判断できるような委員会なんですか。余りこの実態が分からぬので、ちょっと確認をします。

○政府参考人(伊佐敷眞一君) お答え申し上げます。

先生御指摘の委員会は情報収集衛星運営委員会のことだと存じますが、この委員会は、事務の内閣官房副長官を委員長といたしまして、内閣危機管理監、安全保障危機管理担当の内閣官房副長官のことだと存じますが、この委員会は、事務の内閣官房副長官を委員長といたしまして、内閣危機

管理監、安全保障危機管理担当の内閣官房副長官のことだと存じますが、この委員会は、事務の内閣官房副長官を委員長といたしまして、内閣危機管理監、安全保障危機管理担当の内閣官房副長官のことだと存じますが、この委員会は、事務の内閣官房副長官を委員長といたしまして、内閣危機

て、あるところではござります。

これが国民の目になかなか見えないという御指摘でございますが、これは安全保障も大きな目的にしております関係上、扱う情報が非常に機密になりますて、したがいまして、衛星の運用につきましても秘密にせざるを得ないという事情がござります。

そうはいいましても、実際の災害の場合には広く活用する必要がございまして、今申し上げましたような関係省庁において、それぞれの省庁の業務を遂行する上で活用しておると承知しておりますし、内閣情報調査室におきましても、必要に応じまして内閣衛星情報センターの分析結果を含めまして様々な情報を集約した資料を作成し、関係省庁に配付すると、こういう体制を取つておるところでございます。

（白浜一良著）安全保障上の問題はええでと言つてますやん最初から。ただ、たくさんのお金を使って、予算を使ってやつてることやから、そういう適宜それを国民に情報開示できる部分はやると、こういう時代ですから、やつた方がいいと

いうことを私は申し上げておるわけですが、各省庁の利便性は、それは各省庁が使つておるんですから、情報を提供しているというのは、それはもう当たり前の話でございまして、國民にとってそういう、自國の衛星を持ってよかつたねということが見えた方がいいということを私は言つておるわけで、これは高市大臣は関係ないんかしらん、担当は、関係ないんやね。

○國務大臣(高市早苗君) ということともないです  
が、宇宙産業ということでしたら……  
○委員長(藤原正司君) ちょっと、委員長の指示

を得てから発言してください。  
○白浜一良君　いや、まあよろしい。これは関係  
ないと思うんで。  
しっかりと、あなたの責任の範囲の仕事じゃない  
と思うけれども、そういうことも常に議題という  
か、テーマを意識してやつていただきたいと思う  
わけでござります。

それで、大臣にお伺ひをひんですが、HIA

日本にお伺いいたしましてが、ロケットもこの間の打ち上げでいわゆる一応終わって、次の打ち上げから民営化されて打ち上げるということをございますが、当然、打ち上げる、何というか、少ないので、数が、だからコストが高いと、まあやむを得ないんですけども。ですから、これはどこまで国が関与できるかと

○國務大臣(高市 苗君) 総合科学技術会議が平成十六年の九月に策定しました我が国における宇宙開発利用の基本戦略の中で、ロケットの打ち上げに関しては政府の人工衛星の打ち上げに国でそれども、そういう意味で大臣のお考えがございましたら、お伺いしたいと思います。

としてまいりましたので、これまでもこれに従いまして、政府と関係機関による衛星打ち上げは原則として国産ロケットを用いて行われてきたわけでございます。

HDPEケット我が国の基幹ロケットなんですが、平成十七年二月の打ち上げ再開後、連続六基の打ち上げに成功していますので、信頼性の向上については着実な成果が得られていると思うんです。ただ、国際競争力のある宇宙産業ということで考えますと、白浜議員がおっしゃいましたように、やはり打ち上げ回数を確保する、そしてそれによってまた更なる信頼性を向上してコストの

低減に努めるということは大事だと思います。宇宙産業育成の支援策の一環といたしまして、このHⅡAロケットによる衛星打ち上げ輸送サービス

ヒスの民間移管、それから受注拡大に向けました打ち上げ輸送サービスの税制措置、こういったものが講じられてまいりましたので、引き続き国产ロケットを優先的に使用して打ち上げるということを基本にして、継続的で長期的にこの衛星の開発、運用、これを推進することで定期的な打ち上げというのが実現されると思います。

民間多管後二閱一月二日，議員即旨諭之。二三

○白浜一良君 私がなぜ大臣に聞いたかといいますと、平成十六年の九月に総合科学技術会議ですとか、の基本戦略として、我が国の基幹産業に発展することを目指すと、この宇宙開発がですね、これが大事だと思っております。

ところが、大臣はこの科学技術会議を担当されているんでしよう。ところが、実際美行部隊は文部省に宇宙開発委員会があつて、経産省に宇宙産業委員会があつて、ばらばらある。だから、国が基幹産業としてしっかりとらえていくんだということであれば、これは大臣が答へられるかどうか分かりませんけれども、私は、本来そういう内閣に対するお尋ねであります。

のなかにこの宇宙開発の総合委員会みたいなものがあつて、そういうものでやっぱりコアがつくられて、それぞれ分担して任務を担うと、こういうふうに本来すべきじゃないか。こうでないと、何か経産省は経産省で、文科省は文科省で少しづつ

予算づくつて、実動部隊はJAXAがやつていい、だからそういうばらばらなような、科学技術会議はいろんな御高見があるんでしようけれども、美柔部隊がないと。これを、大臣の担当じゃないだけれども、いろんな関係の閣僚と懇談されるとときに大臣からも提案されて、そういう総合的な基幹産業を育てていくくという意味での、統合していくいう組織をつくるべきだと、でないと司令官

かないと、本当に。  
というふうに、これはもう何回も私質問していい  
んですが、そういう動き掛けを大臣もしていたた  
るんですけど、

いたきたいと、こういうことを要請するわけでござりますが、所感を伺つて、この質問で高市大臣はもうお帰りになつて結構ですから、最後にお答えいただきたいと思います。

二、科学技術の関連計算二関係

それで、安倍総理もちょうど今年、施政方針演説の司令塔の問題、これはある意味では私は大切な視点だと思っております。

的な安全保障を含めた幅広い宇宙利用の推進を図ることが重要だという思いを伝えられました。その司令塔機能に関しては、今与党において宇宙基本法に関する御議論、検討が進んでいて、内容を拝見しますと、この司令塔機能についても触れられておりますので、非常に重大な関心を持つて見守ってまいりたいと思っております。

いい形でまたこの宇宙基本法というものができます  
したら、政府として対応を取りますし、また私ど  
ものの方でも関係閣僚同士で話し合いもしてみたいな  
と思っております。

白浜一良君　じゃ、しっかりと取り組んでいただ  
きたいと思います。  
じゃ、結構ですから。

それから、防災担当大臣にお伺いしたいんです  
が、平成十六年七月の集中豪雨がございまして、  
たくさんの方が死亡されたということを踏まえま  
して災害時の要援護者の避難支援ガイドラインを  
策定されたと、平成十七年三月ご

各地方公共団体というんですか、がそれに沿つた計画を作るようになると、こういうことでございましたが、消防庁の調査によりますと、平成十八年

この三月の時点で実施しているのは三・四%。それから、平成十八年の十二月三日、毎日新聞の調査によりますと、五十一市・区、六・九%。こういうことは報道でございますが、なかなか進まないと。この遅れ、大惨事があったからガイドラインを作ったと、それに基づいていろいろ計画を作るなど、市町村がですね。これが進まないと、

う現状はどのように認識されているんですか。

○政府参考人(増田優一君) お答え申し上げま

す。

災害時要援護者の避難支援ガイドラインに沿つて様々な取組をしていたがいるわけですが、まずこのガイドラインに沿つて、主として福祉部局が有する要援護者情報を防災部局と共有して、ロングリストといいますか、リストを作成していくたまく。そのリストに基づいて要援護者情報を更に実際に避難支援に携わる自主防災組織の人でありますとか、民生委員の方々に提供いたしまして、お一人お一人の避難支援プランを作つていただくというのがこのガイドラインの進め方でござります。

ただ、その中で、まずはその福祉部局と防災部局の情報共有の問題、それからさらには第三者提供といいますか、自主防災組織、つまり役所の外に出すことについて、つまりその情報を共有するあるいは第三者提供することに個人情報保護との関係のやはり市町村に戸惑いがあつて、これが壁になつているというふうに私どもは認識いたしております。

○白浜一良君 最初からそういう答弁したら、これは進まんで。そのことはもう分かりきった上でガイドライン作つたんじゃないんですか。それで、これは緊急の災害時の話やから、計画段階ではそういう個人情報保護法等は抵触しないんですよ、それは。そんなん言うとつたらいつまでたつてもできませんよ、そんなんは。いたずらにその個人の情報を、そういう悪用するわけでも何でもないんですから。

実際、そういう御本人の同意とか、そういうこと関係なしに、要するに計画を作つていらっしゃる市町村もあるわけで、その辺をどうクリアするかということを言わなあかんじやないですか。

○政府参考人(増田優一君) 委員御指摘のとおりでございまして、実は十七年三月のガイドラインは昨年三月に改定をいたしまして、今申し上げましたよな、福祉目的で入手した要援護者個人の

情報も明らかに個人の利益になる、災害時使うよ

とということであれば、決して法律なり条例に違反するような第三者提供じゃないということを私ども示しておりますし、また今御紹介ありましたよ

ロングリストといいますか、この一年掛け進めました取組をしております。

したがいまして、たゞ私どもこれお経を言つて進んだがいまして、たゞ私どもこれお経を言つて

いためしようがないのですから、この一年掛けまして、実は私どもと福祉担当の方々一堂に会し

まして、もう少しきめ細かな、宣言だけじゃいけませんので、マニュアルを作ろうということで一

年やつてまいりました。このほどこのマニュアルがまとまりまして、近くマニュアル、手引といつ

たものを先進的な事例とともに厚生労働省、消防

庁と三省連名で市町村へお示ししようと思つています。

具体的には、今のこういった壁を飛び越えるために、つまり提供するものは、最初のリストは基本的な情報、例えば存在情報、住所、氏名ぐらいでいいですよと。実際にお作りになる、一人一人の支援プランを作る際に、もう少し詳細な情報を

その要援護者の方から受け取つて具体的に作つておきます。

○白浜一良君 マニュアル作つて、これを市町村に書類で配付するのかどうか知りませんけれども、これはやっぱり啓蒙的な役割で言うと、要するにより具体的にやらないと、なかなかそういう思ひどおりの進展しないと思うんですね。これは非浸透させていきたいというふうな取組を考えております。

○白浜一良君 マニュアル作つて、これを市町村に書類で配付するのかどうか知りませんけれども、これはよく連携取つていただいて市町村に周知徹底をよろしくお願いしたいと思います。

○白浜一良君 消防庁は全国的な展開もできるんで、よく連携取つていただいて市町村に周知徹底をよろしくお願いしたいと思います。

○白浜一良君 マニュアル作つて、これを市町村に書類で配付するのかどうか知りませんけれども、これはやつぱり啓蒙的な役割で言うと、要するにより具体的にやらないと、なかなかそういう思ひどおりの進展しないと思うんですね。これは

防災担当の統括官の方でされるのか、消防庁がさ

れるのか、それは分かりませんけれども、もう少し具体的なガイドランとか、そういうことを実施するようなプロセスを考えるべきじゃないですか。

消防庁でもいいですよ。

○政府参考人(小笠原倫明君) 先生いろいろ御指摘いただいたりますが、私どもとしても現在の

災害時要援護者の支援の取組でございますが、現状では必ずしもまだ十分ではないという認識でお

りまして、市町村における体制の構築に向けて取組を強めているということでございます。

先ほど来、内閣府の方からも御答弁ございまし

たが、私どもの方の消防庁の取組を申し上げます

と、昨年三月のガイドラインの改定、その通知に

合せまして、その同時期に市町村における当時

の取組の優良事例、そういったものをまとめまし

たアクションプログラムを作成いたしまして、こ

れを地方公共団体に通知いたしますとともに、私

どもいろいろと地方公共団体の防災担当の責任者

の会議がございます、そういった場で重ねて積極的な取組をお願いしておるところでございます。

今後とも、私ども内閣府あるいは厚生労働省も

よくよく連携協力いたしまして、こうした要援護

者のリスト、それから避難支援プランの策定が円滑に進みますよう、積極的に情報提供あるいは助

言に取り組んでまいりたいと考えている次第でござります。

○白浜一良君 消防庁は全国的な展開もできるんで、よく連携取つていただいて市町村に周知徹底をよろしくお願いしたいと思います。

○白浜一良君 一般的な意味、民間も含めたBCPに対する国際標準化をつくろうということで、どうしたら事業

を継続していくかというプラン、これはISO

でもそういう基準を作るための専門家の委員会が開催されていると、このように聞いております

が、この辺の見通し、こういうものができたら、

日本は直ちにまた民間も含めた準備をしなきゃならないと、こういうことにもなるんですけども、この辺の準備状況というか、考え方を御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(増田優一君) 民間企業の事業継続計画、BCPというふうに略して呼んでおりますが、これの国際標準化の動きがござります。

まず、このお話をさせていただきますと、現在国際標準化機構、ISOでございますが、ここに専門調査会が設けられまして、今私どもも、我が国も参加した上で国際標準化づくりということで

検討が進められております。今のところいろいろ議論が若干まだ錯綜しているところもございます

ので、早くても二〇〇九年以降に作成というよう

なことで聞いております。

私どもは、別途もう少し先から民間企業のBCPづくりを取り組んでおりまして、私どもでは中央防災会議に専門調査会を設けて議論をしておりま

す。例えば、国際的な規格ができるということに

なりますと、当然グローバルな契約の中でBCPの策定が商取引の条件にされたり、あるいは企業

Pが国際標準化されるということになりますと、当然我が国のBCPの作成にも影響があるわけ

です。例えば、国際的な規格ができるということに

なりますと、当然グローバルな契約の中でBCP

の策定が商取引の条件にされたり、あるいは企業

価値の格差の問題に跳ね返つたり様々な問題があ

りますし、一番私ども心配しているのは、既に先行してつくっている我が国のBCPが国際標準化によって手戻りになつて整合を余儀なくされ

るような事態があつてもなかなか困るなどいうふ

うに思つておりますして、実は各種の会合におきま

して私どもの考え方をしっかりと今主張しておりま

して、できるだけその国際標準化の中に反映で

きるよう取り組んでおりますが、ただ、少し具

体的にもし変更点があれば、私どものガイドライ

ンも変更しなきゃいけないような事態も想定して

おりますが、今何とか私どものやり方に沿つた形で国際標準化ができるように取り組んでいるところ

ろでございます。

○白浜一良君 それで、大臣、これは要望なんですが、今統括官から話ございましたように、それはそれなりにいろいろ準備をされていると。特に民間の大企業、中堅企業、十年以内にそういうBCPを定めようということで、昨年四月の中央防災会議で方向付けされたと伺っておりますが、それは当然、どちらかといえば大企業は自力でそういうことをプランできるでしょうが、中小企業の場合はなかなかそこまで、もう仕事自身が大変で思うようには進まないという点もあるので、並行してそういう中小企業のBCPはどうするかということも、これは何らかの国の補助が必要かも分かりません。そういうものは大臣として意識をしてもらいたいと、そういう方向付けをしっかり持つてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(溝手顕正君) BCPの問題、実は役所も大変課題を抱えておりまして、大企業ももちろんそうですが、中小企業も大変BCPの問題についてもこれから頭が痛いところがあるうかと思います。

私としては、中小企業に勤めておりました観点

から、物さえ作ればいいという、それで精一杯だから、物さえ作ればいいという、それで精一杯だ

という生活をしておりましたので、政府の力をか

していただけるとなつたらそれは喜ぶだろうな

と、政府の一員としてもそれはやっぱり視野に入

れてこれから頑張っていかなくてはいけないん

じやないかと、こんな思いでおります。

○白浜一良君 しっかりとそういう方向付けを持つていただきることが大事だと思います。

最後にちょっと、昨年六月一日から施行された

いわゆる駐車問題、新法が施行されて、確かに渋滞が少なくなつたとかいい面はたくさんあるわけ

ですが、とともにいろんな問題も出ているわけでございまして、今日はそのうちレンタカー、リー

スカーのちょっと問題をやりたいんです。

最初は混乱があったということなんでしようけ

れども、レンタカーを借りてある場合、これはレ

ンタカー屋からもらえばいいんだというような現

場の警察官の対応があつたというふうに私具体的に聞いているんですが、この辺は克服されていますか。

○政府参考人(矢代隆義君) レンタカーの問題でございますが、この放置駐車違反については運転者本人への責任追及が原則でございまして、放置駐車違反の車両の運転者と称する者が警察署等に出頭して違反を自認しまして、その者が違反行為をした運転者であると認められるときには、この者を駐車違反で検挙することとしておるところでございます。

これはレンタカーについても一緒でございますが、ただ、レンタカーの業界団体から制度施行後、警察における運転者への責任追及が不十分な事例があるという申入れがなされましたので、こ

れは対応が適切になされるよう各都道府県警察を指導してきたところでございまして、業界団体に對しましては不十分なところがあれば具体的な事実を示すようには申し上げているところでございますが、その後、今までのところ新たな申入れは特に受けていないところでございます。

○白浜一良君 いろいろトラブルあるのは分かるんですが、これは当然借りている人が責任あるわ

けですね。

それから、もう一つ伺いますが、今ちょっとお

話しされたことと関連するんですけども、乗り逃げですね、レンタカーの乗り逃げ。乗り逃げし

た場合に、レンタカーを乗り逃げされたというそ

の弁明がきちっと警察当局において認められる

と

意味で申し上げておるわけでございます。

それから 同じように、今度はリース契約、

リース契約の場合は、当然これはリースしている

企業なり団体なりがこれは使用者ですよね。この

場合は全くそのリース会社は関係ないですよね。

○政府参考人(矢代隆義君) 御指摘のとおりでござります。

車の所有者とそれから使用者はこれは分けて考

えておりまして、そして使用責任は使用者に対するものでございますので、リース契約の場合には通常、借受人が該車両の車検証上も使用者となつております。したがいまして、自動車の使

用、維持管理等を行つ者でありますので、借受人

が道路交通法上の使用者になるものと解されま

す。

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

われないと、これが原則でございます。

そこで、レンタカーで借受人が借受け期間を超えてレンタカーを使用しておりますとか、あるいはレンタカーが所在不明となっているというような場合、それが横領に当たるかどうかということです。これは個別具体的な事情により判断されるものでありますけれども、弁明がなされまして横領されたものと認めるに足る証拠が提出された場合には、これは駐車違反が行われた時点においてレンタカー事業者が車両の運行を管理する立場にある車両の使用者ではなかつたものとして、当該事業者に対して放置違反金納付命令が行われないこととなるものでございます。

ただ、外形的に見ますと、直ちにそのような状況であつたかどうかというのは警察側はよく分か

りません場合があると思いますが、弁明がなされ

まして確かにそれが認定されれば、今申し上げま

したような措置になるわけでございます。

○白浜一良君 だから、まあいいですが、それを認定されればそれはそれで結構ですと、こういうふうにはつきりしていただきたい。何か場合によつては、もう乗り主おらぬからあんたのところ払えと、こういうことがあってはいけないという意味で申し上げておるわけでございます。

それから 同じように、今度はリース契約、

リース契約の場合は、当然これはリースしている

企業なり団体なりがこれは使用者ですよね。この

場合は全くそのリース会社は関係ないですよね。

○政府参考人(矢代隆義君) 御指摘のとおりでござります。

車の所有者とそれから使用者はこれは分けて考

えておりまして、そして使用責任は使用者に対するものでございますので、リース契約の場合には通常、借受人が該車両の車検証上も使用者となつております。したがいまして、自動車の使

用、維持管理等を行つ者でありますので、借受人

が道路交通法上の使用者になるものと解されま

す。

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

りますけれども、大臣、これは新しい制度なんで

それは多少の混乱は仕方ないんですけども、今

リース会社、それからまたレンタカー事業者から

の、私直接声聞いたんで、いろいろ確認の質疑を

させていただいたんですけども、昨年六月一日

から施行されましたので、一年ぐらい経過をめど

に、全国でいろいろなケースがあると思います。

それを一遍収束して整理したり、いわゆる利用者

の立場から見ても、またそういう、自動車に乗ら

ない、通行人といふんですか、そこに居住してい

る立場の方から見ても、昨年の法改正は大変良

かったというようにするためにも、一度総括的

な、そういう事例を全部踏まえた上での整理をし

ていただきたい、このようにならうたいんです

が、いかがですか。

○国務大臣(溝手顕正君) 御指摘のとおりだと、

私は結論から言つてそのとおりだと思います。

せつからく六月、善かれと思って発足したわけで

ござりますから、問題点がないことはなかつたと

いうのも我々自覚しなくちやいけないと思いま

す。最終的に、次の一年のスタートを切るときに

は、各種の情報を整理して再スタートが切れるよ

うに奨励をしてまいりたいと、このよう思つて

おります。

○白浜一良君 終わります。

○委員長(藤原正司君) 以上をもちまして、平成十九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、皇室費、国会所管、会計検査院所管、人事院を除く内閣所管及び内閣府所管のうち沖縄関係経費を除く内閣本府、国際平和協力本部、日本学術会議、宮内庁、警察庁についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御

異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

二二

○委員長(藤原正司君) 次に、地域再生法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。渡辺国務大臣。

○国務大臣(渡辺喜美君) このたび、政府から提案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地域再生は、地域の知恵を生かした自主的、自立的な取組を国が支援することにより、我が国の活力の源泉である地域の活力を再生しようとするものであります。地域再生法の施行後二年にはなり、八百十件の地域再生計画が認定され、全国各地で創意工夫にあふれる様々な取組が行われてまいりました。

今般、地域再生計画の作成及び実施に当たり、広く関係者の意見を集約するため、所要の措置を講ずるとともに、再チャレンジする人を支援する地域の民間会社等の取組を促進する税制上の措置を講ずることにより、地域の様々な関係者が連携し地域全体で再チャレンジ可能な社会の実現に取り組むことを通じ、地域再生を更に推進するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

第一に、地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された、高齢者の定年を引き上げ、積極的に雇用する事業等を実施する企業であって当該地方公共団体が指定したものに対し、法人が寄附をした場合において、報告書等に基づき地方公共団体が認定を受けたときは、課税の特例が適用あるものといたしております。

第二に、地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された、若者の採用機会の拡大等に取り組む企業等に対し助成を行う事業を実施する公益法人であって当該地方公共団体が指定したものに対し、個人又は法人が

寄附又は贈与をしたときは、課税の特例の適用があるものといたしております。

第三に、地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に關する必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に關する必要な事項について協議するため、地域再生協議会を組織することができるとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成ください。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○委員長(藤原正司君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。

○委員長(藤原正司君) 次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。渡辺国務大臣。

○国務大臣(渡辺喜美君) このたび、政府から提案いたしました構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

構造改革特区は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、構造改革を更に加速するための突破口となるものであり、同時に、地域の活性化の手段となるものであります。これまで、構造改革特区推進本部においては、全国から提案募集を行い、規制の特例措置を決定してまいりました。さらに、構造改革特区法が施行されてから五年を迎えることから、同法附則第一条を踏まえ、所要の検討を行つてまいりました。

今般、この検討結果に基づき、構造改革特区法の改正が必要なものについて所要の措置を講ずるたとどもに、昨年六月に実施した提案募集等を踏まえ、新たに、地方自治法の特例及び地方教育行政

の組織及び運営に関する法律の特例を追加することを通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るために、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の概要を申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、定期的に、新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集することを、法律に位置付けることといたしております。

第二に、構造改革特区計画の認定申請期限とされている平成十九年三月三十一日を、平成二十四年三月三十一日まで延長することにいたしております。

第三に、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長等は、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特区計画に係る事業の実施に關し、許可等の処分を求められたときは、その事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものといたしております。

第四に、政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の構造改革特区法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものといたしております。

第五に、地方自治法の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特区においては、都道府県が、条例による事務の処理の特例により市町村が處理することとした事務に關し、市町村と国とが行う協議等については、都道府県を経由せずに行うことができるなどいたしております。

第六に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特区においては、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行している学校施設の管理及び整備に關する事務を、地方公共団体の長が行うことができるとのいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成ください。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(藤原正司君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(藤原正司君) 以上で左の案件が付託された。

一、公務公共サービスを充実し、格差社会をなくすことに關する請願(第四〇〇号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に關する請願(第四五六号)

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、公務公共サービスを充実し、格差社会をなくすことに關する請願(第四〇〇号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に關する請願(第四五六号)

午後三時十八分散会

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、公務公共サービスを充実し、格差社会をなくすことに關する請願(第四〇〇号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に關する請願(第四五六号)

目次中「第四章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置(第十二条～第十四条)」を  
第五章 地域再生本部(第十五条～第二十四条)

四章 地域再生協議会(第十二条)

五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

第一節 株式の取得に係る課税の特例(第十三条)

第二節 特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例(第十四条～第十八条)

第三節 特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例(第十九条～第二十条)に改める。

第四節 地域再生基盤強化交付金の交付等(第二十一条)

第五節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例(第二十二条)

第六章 地域再生本部(第二十三条～第三十二条)

七章 罰則(第三十三条～第三十四条)

第四条第二項第二号中「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第五条第三項中第三号を第五号とし、第一号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 地域において高年齢者、障害者その他の就職が困難な者(第十四条において「高年齢者等」という。)を雇用することを通じて当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて会社により行われるものに関する事項

三 地域において高年齢者、障害者、安定した職業に就くことが困難な状況にある青年、妊娠、出産若しくは育児を理由として休業若しくは退職をした女性その他のその有する能力を社会において有効に發揮することが困難な状況にある者に係る募集方法の改善、職域の拡大、雇用形態の改善その他の雇用管理の改善を行う事業又は地域においてこれらの者に對して職業能力の開発及び向上若しくは当

第五条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、第十二条第一項の地域再生計画に記載する事項について当該地域再生協議会が組織されているときは、当該地域再生計画に記載する事項について当該地域再生

協議会に記載する事項について当該地域再生

協議会における協議をしなければならない。

5 前項の規定により地域再生協議会における協議をしたときは、第一項の規定による認定の申請には、当該協議の概要を添付しなければならない。

第六条第一項中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第六項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第七条第一項中「第五条第四項」を「第五条第六項」に改め、同条第二項中「第七項」を「第九項」に改める。

第八条第一項中「第五条第四項」を「第五条第六項」に改める。

第十条第一項中「第五条第四項各号」を「第五条第六項各号」に改め、同条第四項中「第五条第七項」を「第五条第九項」に改める。

第二十四条を第三十二条とし、第十七条から第二十三条までを八条ずつ繰り下げる。

第十六条第二号中「第五条第五項」を「第五条第七項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十五条を第二十三条规定する。

第五章を第六章とする。

第十四条の見出しを削り、同条中「第五条第三項第三号」を「第五条第三項第五号」に改め、第四章中同条を第二十二条规定する。

第十三条の見出しを削り、同条第一項中「第五条第三項第二号」を「第五条第三項第四号」に改め、同条を第二十一條とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第四章中第十二条の前に次の節名を付する。

第一節 株式の取得に係る課税の特例

第十二条の見出しを削り、同条を第十三条规定する。

第二節 特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例

(課税の特例)

生計画に記載する事項について当該地域再生

協議会に記載する事項について当該地域再生

協議会における協議をしなければならない。

5 前項の規定により地域再生協議会における協議をしたときは、第一項の規定による認定の申請には、当該協議の概要を添付しなければならない。

第六条第一項中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第六項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第七条第一項中「第五条第四項」を「第五条第六項」に改め、同条第二項中「第七項」を「第九項」に改める。

第八条第一項中「第五条第四項」を「第五条第六項」に改める。

第十条第一項中「第五条第四項各号」を「第五条第六項各号」に改め、同条第四項中「第五条第七項」を「第五条第九項」に改める。

第二十四条を第三十二条とし、第十七条から第二十三条までを八条ずつ繰り下げる。

第十六条第二号中「第五条第五項」を「第五条第七項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十五条を第二十三条规定する。

第五章を第六章とする。

第十四条の見出しを削り、同条中「第五条第三項第三号」を「第五条第三項第五号」に改め、第四章中同条を第二十二条规定する。

第十三条の見出しを削り、同条第一項中「第五条第三項第二号」を「第五条第三項第四号」に改め、同条を第二十一條とし、同条の次に次の節名を付する。

5 認定地方公共団体は、特定地域雇用会社が第一項に規定する内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるとき、又は第十七条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

6 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたときはその旨、高年齢者等雇用確保措置及び特例対象総額並びに当該指定の有効期間を、前項の規定による指定の取消しをしたとき

はその旨を、遅滞なく、公表しなければならない。

7 特定地域雇用会社の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(寄附の報告等)

第十五条 特定地域雇用会社は、法人から前条第

一項の寄附を受けたとき(内閣府令で定める場合を除く。)は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附をした法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該寄附の金額及び年月日を記載した報告書に内閣府令で定める書面を添付して、これを認定地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 認定地方公共団体の長は、前項の規定により提出された報告書若しくはこれに添付すべき書面(以下この条において「報告書等」という。)に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書等を提出した特定地域雇用会社に対して、説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずることができる。

3 認定地方公共団体の長は、報告書等により、当該報告書等に係る寄附が特例対象総額その他の事項に関して内閣府令で定める要件に該当することを確認したときは、当該報告書等を提出した特定地域雇用会社に対し、その旨を記載した文書を交付しなければならない。

(特定地域雇用会社の義務)

第十六条 特定地域雇用会社は、第十四条第一項の寄附を受けたときは、当該寄附に係る金額をその指定に係る事業の実施に必要な費用に充てなければならぬ。

2 特定地域雇用会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。(改善命令)

第十七条 認定地方公共団体の長は、特定地域雇用会社が第十四条第一項に規定する内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるとき、又は

その行う事業が高年齢者等雇用確保措置の内容に従つて実施されていないと認めるときは、当該特定地域雇用会社に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができ

(報告及び検査)

第十八条 認定地方公共団体の長は、特定地域雇用会社の指定に係る事業の適正な実施のため必

要があると認めるときは、当該特定地域雇用会社に対し報告をさせ、又はその職員に当該特

定地域雇用会社の事務所、事業場等に立ち入

り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しく

は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならな

い。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならな

い。

### 第三節 特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例

(課税の特例)

第十九条 認定地域再生計画に記載されている第

五条第三項第三号に規定する事業を行うことを

主たる目的とする公益法人であつて地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度及び当該

事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で

定める要件に該当するものとして認定地方公共

加える。

### 第四章 地域再生協議会

第十二条 地方公共団体は、第五条第一項の規定

により作成しようとする地域再生計画並びに認

定地域再生計画及びその実施に必要な事項

その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関

し必要な事項について協議するため、地域再生

統税の課税について寄附金控除等の特例の適用

があるものとする。

2 前項の規定による指定の有効期間は、当該指

定期の日から起算して二年とする。

2 前項の規定による指定は、その有効期間が

満了したとき、及び次項の規定により取り消されたときのほか、第十条第一項の規定により第一項の認定地域再生計画の認定が取り消されたときは、その効力を失う。

4 認定地方公共団体は、特定地域雇用等促進法人が第一項に規定する内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

5 認定地方公共団体の長は、特定地域雇用等促進法人が第一項に規定する内閣府令で定める要件を満たしているかどうかについて必要な調査をすることができる。

6 認定地方公共団体は、第一項の規定による指

定をしたときはその旨及び当該指定の有効期間を、第四項の規定による指定の取消しをしたときはその旨を、遅滞なく、公表しなければならない。

7 特定地域雇用等促進法人の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定められる。

(特定地域雇用等促進法人の報告義務)

第二十条 特定地域雇用等促進法人は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

5 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に

関し必要な事項は、協議会が定める。

4 第五条第二項第三号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

1 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に

に関し密接な関係を有する者

2 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4 地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員

の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその

実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に

関し必要な事項は、協議会が定める。

3 第五条第二項第三号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

2 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

1 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に

に関し密接な関係を有する者

2 その他当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

2 前項の規定による指定は、その有効期間が

あるものとする。

2 前項の規定による指定の有効期間は、当該指

定期の日から起算して二年とする。

2 前項の規定による指定は、その有効期間が

あるものとする。

<p><b>第三十四条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の罰金刑を科する。</b></p> <p><b>附 則</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)</b></p> <p>第二条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条第一項第四号中「同条第三項第三号」を「同条第三項第五号」に改める。</p> <p>第十二条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(一部改正)</p> <p>第三条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百六十八条の次に次の二条を加える。</p> <p><b>(地域再生法の一部改正)</b></p> <p>第一百六十八条の二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第三項第三号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財團法人」に改める。</p> <p><b>(地域再生法の一部改正に伴う経過措置)</b></p> <p>第一百六十八条の三 前条の規定による改正後の地域再生法第五条第三項第三号に規定する公益社団法人又は公益財團法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財团法人を含むものとする。</p> <p><b>(内閣府設置法の一部改正)</b></p>	<p><b>第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</b></p> <p><b>(構造改革特別区域法の一部を改正する法律案)</b></p> <p>構造改革特別区域法(平成十四年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条の見出しを削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「内閣総理大臣は、」の下に「前項の提案について検討を加え新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又はを加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項に加える。</p> <p>3 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等に関する事務が講ずべき新たな措置に係る提案を募集するものとする。</p> <p>第十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p><b>2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長</b></p> <p>その他の執行機関は、認定構造改革特別区域計画に係る特定事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。</p> <p>第十四条 削除</p> <p>第十五条から第十七条までを次のように改める。</p> <p><b>(地方自治法の特例)</b></p> <p>第十五条 都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項(同法第二百八十三条第一項の規定</p>
<p>により適用する場合を含む。)又は第二百九十二条の二第二項の条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村特別区及び都道府県の加入しない同法第二百八十四条第一項の広域連合を含む。以下この条において同じ。)が処理することとした場合(当該都道府県において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。)において、当該市町村が処理する事務(以下この項において「特例事務」という。)に係る経由事務(同法第二百五十二条の十七の三第三項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務をいう。)を行わないことが、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、当該特例事務を処理するすべての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特例事務については、同法第二百五十二条の十七の三第三項(同法第二百八十三条第一項及び第二百九十二条の二第二項の規定により適用し、又は準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>第十六条及び第十七条 削除</p> <p>第二十九条を次のように改める。</p> <p><b>(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)</b></p> <p>第二十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校(学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下この条において同じ。)の校舎その他の施設(以下この条及び別表第十九号において「学校施設」という。)及び当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第二百四十四条第一項に規定する</p>	<p>により適用する場合を含む。)又は第二百九十二条の二第二項の条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村特別区及び都道府県の加入しない同法第二百八十四条第一項の広域連合を含む。以下この条において同じ。)が処理することとした場合(当該都道府県において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。)において、当該市町村が処理する事務(以下この項において「特例事務」という。)に係る経由事務(同法第二百五十二条の十七の三第三項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務をいう。)を行わないことが、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、当該特例事務を処理するすべての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特例事務については、同法第二百五十二条の十七の三第三項(同法第二百八十三条第一項及び第二百九十二条の二第二項の規定により適用し、又は準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項の認定を受けた地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育施設(昭和二十四年法律第二百七号)第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)第二条第三項の規定</p>
<p>により適用する場合を含む。)又は第二百九十二条の二第二項の条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村特別区及び都道府県の加入しない同法第二百八十四条第一項の広域連合を含む。以下この条において同じ。)が処理することとした場合(当該都道府県において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。)において、当該市町村が処理する事務(以下この項において「特例事務」という。)に係る経由事務(同法第二百五十二条の十七の三第三項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務をいう。)を行わないことが、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、当該特例事務を処理するすべての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特例事務については、同法第二百五十二条の十七の三第三項(同法第二百八十三条第一項及び第二百九十二条の二第二項の規定により適用し、又は準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項の認定を受けた地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育施設(昭和二十四年法律第二百七号)第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)第二条第三項の規定</p>	<p>により適用する場合を含む。)又は第二百九十二条の二第二項の条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村特別区及び都道府県の加入しない同法第二百八十四条第一項の広域連合を含む。以下この条において同じ。)が処理することとした場合(当該都道府県において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。)において、当該市町村が処理する事務(以下この項において「特例事務」という。)に係る経由事務(同法第二百五十二条の十七の三第三項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務をいう。)を行わないことが、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、当該特例事務を処理するすべての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特例事務については、同法第二百五十二条の十七の三第三項(同法第二百八十三条第一項及び第二百九十二条の二第二項の規定により適用し、又は準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項の認定を受けた地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育施設(昭和二十四年法律第二百七号)第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)第二条第三項の規定</p>

の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「教育委員会(構造改革特別区域法平成十四年法律第八十九号)第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長が管理する同項の学校施設にあつては、当該地方公共団体の長」とする。

第三十条の前を見出しを削り、同条に見出として「(老人福祉法の特例)」を付し、同条第一項中「及び次条」を削り、「並びに別表第二十号及び第二十一号」を「及び別表第二十号」に改め、「(次条において「特定区域」という。)」を削る。

第三十一条を次のよう改める。

第三十一条 削除

附則第五条及び第六条を削る。

附則第四条を附則第六条とし、附則第三条を附則第五条とし、附則第二条の次に次の二条を加える。

(提案を募集する期限)

第三条 第三条第三項の募集は、平成二十四年三月三十一日までの間行うものとする。

(構造改革特別区域計画の認定を申請する期限)

第四条 第四条第一項の申請は、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができる。

別表第四号中「三歳未満児に係る幼稚園入園事業を「削除」に改め、同表第五号中「削除」を「条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業」に改め、同表第十九号中「削除」を「地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」に改め、同表第二十一号中「地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業」を「削除」に改める。

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日  
二 第三条の改正規定及び附則第二条の次に二

条を加える改正規定附則第三条を加える部分に限る。) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第十五条から第十七条まで及び第二十九条の改正規定並びに別表の改正規定(同表第五号及び第十九号に係る部分に限る。) 平成十九年十月一日

四 第十四条の改正規定及び別表の改正規定(同表第四号に係る部分に限る。) 平成二十一年四月一日

### (検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (経過措置)

3 この法律の施行の際現に行われているこの法律による改正前の構造改革特別区域法第三十一条第一項の規定による特別養護老人ホームの管理の委託については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。



平成十九年三月二十九日印刷

平成十九年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C